

水と緑と人のネットワークづくりを
めざして



平成25年4月

東久留米市

東久留米市第二次緑の基本計画の策定にあたって



東久留米市周辺の地形の特色は、低くて平らな「台地」と小河川群にあります。特に注目されるのは、市内各所から湧きだす「湧水」が小河川群の源となっていることです。このため、東久留米市の中央部にあたる標高 50m の等高線は、地下水を湧出する「オアシスライン」とよばれています。地下から湧きだした清流は、強風から畑や家屋を守る屋敷林や、畑の肥料となる落ち葉や薪を提供してくれる雑木林を育み、古くから私たちの生活に深く係ってきました。台地斜面の、ハケやママとよばれる崖下には、年間を通してほとんど水温が一定である湧水が湧出していることから、土壌水分が保たれ、関東山地から続いていたと考えられる植生の一部が残されるなど、この地域特有の植生が形成されてきました。そして、動物は、季節に応じて、台地と斜面、河川や湧水、農地およびその周辺を利用して生息しています。

東久留米市では、この特有の環境を保全していくため、「緑の基本計画」（第一次）を策定し、取り組みを進めてきました。そして、市街地にありながら、水と緑に恵まれた美しいまちであることが市民の皆さまに広くかつ着実に定着してきていると考えております。

この度の緑の基本計画改定につきましては、第一次計画の 15 年間の計画期間が満了となるため、第二次計画として策定したものです。第二次計画においては、第一次計画の 7 箇所の「みどりの拠点」をより細分化して 17 か所の「水と緑の拠点」とし、地域の特性に応じた取り組みを設定しました。また、年々重要度を増している緑の適正な維持・管理などを施策に盛り込み、活発に行われてきた市民活動のさらなる充実、湧水・清流保全都市宣言の展開などを重点施策として盛り込みました。加えて、この計画が実効性のあるものとなるよう推進・管理体制の見直しを行いました。

今後は、この計画に示されております「水と緑と人のネットワークをめざして」を第一次計画からの引き続きの基本理念とし、水と緑の将来像の実現をめざし、市民、事業者の皆さまとともに全力で取り組んでまいります。

最後に、緑の基本計画の改定にあたりまして、ご尽力くださいました緑の基本計画策定検討委員会の委員の方々をはじめ、環境審議会、市民環境会議、パブリックコメントなど、様々な場面でご意見をお寄せくださいました市民の皆さまに心より感謝を申し上げます。

平成 25 年 4 月

東久留米市長

馬場 一彦

目 次

第1章 第一次緑の基本計画の実施状況

1 これまでの取り組み.....	2
2 東久留米市の水と緑の施策のあゆみ.....	3
3 問題点と課題.....	4

第2章 第二次緑の基本計画の策定に当たって

1 新たな課題と第二次計画策定の方向性.....	8
2 第二次計画策定の視点.....	9
3 計画の位置づけ.....	10
4 計画期間と目標年次.....	11

第3章 基本計画

1 計画の基本理念.....	14
2 水と緑の将来像.....	15
3 水と緑の17の拠点と保全のための取り組み.....	18
4 計画の目標と基本方針.....	27
5 施策の体系.....	29
6 施策の内容.....	30
基本方針1 水と緑の拠点の保全と回復.....	30
基本方針2 水と緑の軸の形成.....	33
基本方針3 まちなみの緑の育成.....	35
基本方針4 水と緑の質の向上と活用.....	39
基本方針5 みんなで進める緑のまちづくり.....	43
7 重点施策.....	48
8 計画の推進に向けて.....	52
9 第二次緑の基本計画策定の経緯.....	57

資料編

資料1 緑の現況とこれまでの取り組み

資料2 緑と水に関する市民アンケート調査

資料3 第一次計画の施策の内容と実施結果

トピック1 「湧水のまち・東久留米市」について.....	6
トピック2 水と緑に関わる市民活動について.....	12
トピック3 東久留米市の生きもの（動植物）について.....	60

第 1 章

第一次緑の基本計画の実施状況

平成 10 年度～平成 24 年度

- 1 これまでの取り組み
- 2 東久留米の水と緑の施策のあゆみ
- 3 問題点と課題

第1章 第一次緑の基本計画の実施状況

東久留米市の「緑の基本計画」は、平成 10 年から 24 年度末までの 15 か年の計画期間で事業を進めています。この計画の基本理念は、「水・みどり・人のネットワークづくりをめざして」として 37 の施策を立てて取り組んできました。その結果、街路樹の整備、公園や親水広場の新設、樹木の保全など東久留米らしい水とみどりの街づくりを進めています。平成 23 年には全国に先駆けて湧水・清流保全都市宣言を行い、水と緑の保全に対する市民の意識も高まっています。

しかし、全体目標として掲げた“緑で覆われた土地の占める割合を表す”緑被率は、農地の減少に伴い低下しました。また、市民一人当たりの公園緑地等の面積といったそれ以外の全体目標もこの期間内には目標を満たしませんでした。一方、個々の事業についても一部に財政状況の変化や実態に即した見直しを行いました。今後の課題として維持管理に関わる費用の増加なども懸念しています。

1 これまでの取り組み

平成 6 年 6 月の都市緑地保全法（現「都市緑地法」）の改正により、市町村による「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」の制度が創設されたことを受けて、東久留米市では、平成 10 年 11 月に「緑の基本計画」を策定し、みどりの将来像「水循環や生物との共生に配慮して、水とみどりのネットワークがあるまち」を目指し、様々な施策の展開により一定の成果を上げてきました。

① 公園等の整備

公園の整備事業においては、市民が計画から携わり自主的な管理が行われている「南沢水辺公園」「落合川水生公園」が開園しました。黒目川親水化事業の一部である「しんやま親水広場」が開園し、その後の事業を進めています。この期間内に、宅地開発等に伴い設置された数百㎡規模の公園をあわせると、30 箇所 19,019 ㎡の公園（平成 24 年 12 月末現在）を設置しました。また、「都立六仙公園」の一部が開園されました。

② 雑木林の保全

雑木林の保全事業においては、柳窪けやき森の広場が整備され、向山・柳窪・下里・南沢樹林地が買収や寄付により公有地化が行われました。また、屋敷林と一体となって保存されている「村野家住宅」が文部科学省の登録有形文化財に登録されました。

③ まちなみの緑化

街中においては、整備された都市計画道路のすべてに街路樹が植えられ、条例整備とともに住民の緑に関する意識が高まり、多くの住宅や店舗は緑に囲まれています。

④ 湧水・清流の保全

河川等の水質の改善も進みました。下水道普及率が高まり、「湧水等の保護と回復に関する条例」が施行され、保全活動が進んだ結果、黒目川や落合川・立野川等の河川の水質は大幅に改善されました。これらの取り組みの成果として、「落合川と南沢湧水群」が環境省による「平成の名水百選」に選定され、市民を対象としたアンケートにおいても「市の良さ（水と緑といった環境）を知っている」とする意見が約 8 割を占めるなど、都市近郊にありながら「水と緑」に恵まれたまちとして、市民の意識の中に定着しつつあります。このような市民意識の高まりを受けて、市は、平成 23 年 6 月に「湧水・清流保全都市宣言」を行いました。

⑤ 市民活動の活発化

この期間においては、市民による保全活動も活発になりました。公園・緑地や河川の保全活動に参画が進み、水と緑を楽しむイベントが市民主体で開催され、さらに多くの市民が自然を親しむ機会が広がりました。また、第一次計画の見直しに向けた検討が、東久留米市市民環境会議、東久留米市環境審議会により行われました。

2 東久留米市の水と緑の施策のあゆみ

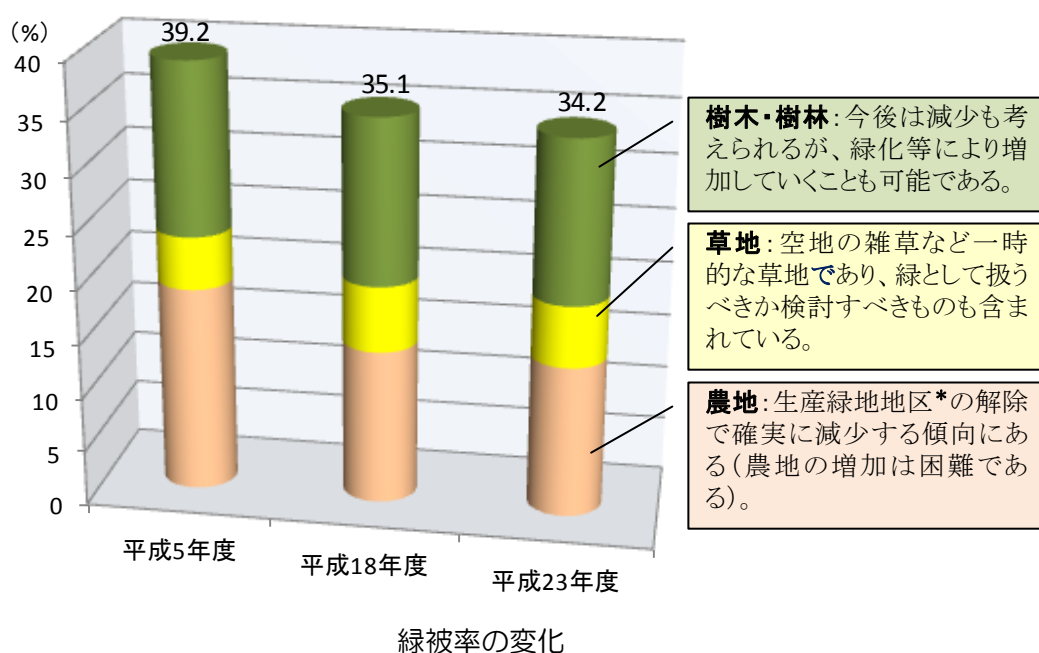
年月	計画・体制整備と主な成果
1998（平成10）年	多摩六都緑化計画策定（3月） 東久留米市緑の基本計画策定（11月）
2000（平成12）年	東久留米市都市計画マスタープラン策定（10月）
2001（平成13）年	東久留米市緑の基本計画の施策の検討（東久留米市みどりの推進委員会）（11月）
2003（平成15）年	東久留米市環境部新設（4月） 東口中央公園・東口南公園・しもさとふれあい公園開園（6月）
2004（平成16）年	東久留米市環境基本条例施行（4月）
2005（平成17）年	たての緑地都市計画決定（3月） 南沢水辺公園開園（5月） 東久留米市宅地開発等に関する条例施行（9月） 落合川水生公園開園（9月）
2006（平成18）年	東久留米市農業振興計画策定（3月） しんやま親水広場開園（4月） 東久留米市環境基本計画策定（4月） 都立六仙公園一部開園（4月） 東久留米市の湧水等の保護と回復に関する条例施行（6月）
2007（平成19）年	第二次多摩六都緑化計画策定（3月） 東久留米市市民環境会議発足（5月） 東久留米市庁内環境委員会発足（6月）
2008（平成20）年	柳窪けやき森の広場開園（3月） 東久留米市緑の基本計画の見直しに向けた提言（東久留米市市民環境会議）（4月） 落合川と南沢湧水群が平成の名水百選（環境省）に選定（6月） 東久留米市緑の基本計画の見直しについて[答申]（東久留米市環境審議会）（7月）
2009（平成21）年	ともだち公園開園（3月）
2010（平成22）年	湧水保全フォーラム全国大会 in ひがしくるめ開催（12月）
2011（平成23）年	東久留米市第4次長期総合計画策定（3月） 東久留米市農業振興計画改定（3月） 湧水・清流保全都市宣言（6月）
2012（平成24）年	東久留米市都市計画マスタープラン改定（5月） ひばりが丘団地南公園開園（6月）
2013（平成25）年	東久留米市環境基本計画中間見直し（1月）

3 問題点と課題

(1) 第一次緑の基本計画の推進における問題点

① 緑被率の減少

第一次計画における目標として、緑被率を概ね 40%として掲げていましたが、平成5年度に 39.2%であった緑被率が、平成 23 年度には 34.2%に減少しました。特に農地の減少が著しく、18.9% (244.3ha) から 13.9% (179.3ha) に減少しました。民有の雑木林や農地が減少する理由として所有者の相続に伴い売却され宅地化されるケースが多くあり、それに対する効果的な施策が実施できませんでした。用地確保のために最も効果的な手法である公有地化のために十分な資金を蓄えることができませんでした。さらに農地においては、後継者不足に対する施策が十分ではありませんでした。



② 緑地等保全制度における問題の顕在化

市街地化の進行等により、雑木林や樹木の所有者の負担が益々大きくなっている中で、保存樹木・保存樹林制度の指定数はその数を減らしてきました。緑地保護区域制度の新規指定、緑地協定の新規締結は行われませんでした。これらは、所有者の負担に対して、施策の適用を受けることのメリットが十分でないためであり、別の制度(森の広場)で保全しているところもあります。新たな問題として樹木の高木・老木化が進んでいることがあげられ、雑木林の生育を阻害するとともに、住環境への危険性が増しています。

③ 個人住宅・事業者への働きかけの不足

個人住宅や商店等に対しては、苗木の提供、壁面・屋上緑化などの緑化促進のための施策が実施できませんでした。

生産緑地地区：生産緑地法、都市計画法に基づき、農林漁業との調和を図ることを主目的とした地域地区の一つです。土地所有者は農地等として管理する義務を負い、土地に係る税制の優遇措置を受けることができます。

④ 公園緑地の確保不足

公園緑地の確保目標量も、住民 1 人あたり 11 m²に対して、3.11 m²にとどまっています。また、既存の公園に対して、防災拠点としての整備、バリアフリーに配慮した整備は行うことができませんでした。さらに施設の老朽化が進んでいます。

⑤ 湧水の復活

湧水に関わる目標として設定された、昭和 40 年代の湧水地の 40 余箇所の復活については、当時の状況の把握などさらなる検証が必要となりました。

⑥ 基礎調査の不足

計画の適切な進行管理、施策の効果などを計るために必要な、緑化・地下水・生きもの等に関する基礎調査も十分に行うことができませんでした。

⑦ 市民活動の継続性

市民の活動はますます活発化・多様化していますが、次代の「リーダー」となる人材の育成が必要になります。

※関連資料は「資料 3 第一次計画の施策の内容と実施結果」に掲載します。

(2) 第二次緑の基本計画の策定に向けた課題

第二次計画においては、今の環境をさらに充実させるため、以下のような課題の解決が必要となります。

緑被地の減少を食い止めるためには、確保すべき用地を明確にし、さまざまな方策を組み合わせる必要があります。また、公有地化を行うための財源となる資金（みどりの基金*）を充足させる仕組みの検討や、不足する財源を補うため、国や都の補助制度の活用を検討する必要があります。さらに今ある緑が持つ効果を十分に発揮できるような施策の展開も必要です。

保存樹木等補助制度、緑地協定制度等については、所有者のメリットにつながる制度のあり方の検討も必要ですが、宅地化が進む中では、むしろ広く市民の緑に対する理解を促す方策の検討が必要です。個人住宅や商店等の緑化促進制度においても、市民意識を高める方策を検討する必要があります。

公園緑地を確保するためには、市における公園整備と合わせて、都立六仙公園の早期の全面開園に向けて東京都に協力するとともに、宅地開発等や大規模集合住宅の建て替え時に公園を効果的に配置できるよう開発事業者等に要請する必要があります。また、既存の公園においては、今日の整備基準等に適合する整備が必要になります。

公園施設等の老朽化や樹木の高木化・老木化への対策として、現状把握と更新・再整備のための財源の確保が課題です。

また、計画を確実にかつ効果的に実施するためには、生きものや湧水・地下水の仕組みの把握など、それぞれの施策に関わる基礎調査を適切に行う必要があります。市民やその他の実施機関との協働やデータの共有化も課題です。

市民活動が継続して展開できるよう、現在の活動の支援を行うとともに、活動の趣旨への理解を広め、幅広く次代の人材を募る方策の確立が必要です。

みどりの基金：緑地保全・緑化推進を図るための資金を蓄えていくための制度です。市民からの寄付や宅地開発時の公園・緑地整備に代えて納付される開発事業者からの寄付によって積み立てられ、樹林地等の取得に用いられています。

トピック1 「湧水のまち・東久留米市」について

市内を流れる黒目川や落合川を始めとした8本の河川とその支流は、そのほとんどの源流が同じ市内にある珍しい河川です。そこには豊富な湧水を好む希少な生きものが棲み市の貴重な財産といえます。第一次計画においては、この貴重な財産を世代を超えて市民が共有できる仕組みづくりとして、全国で初めての「湧水・清流保全都市宣言の検討」を施策に位置づけ、検討を進めてきました。

その後、「落合川と南沢湧水群」が「平成の名水百選(環境省)」に選定され、「湧水保全フォーラム全国大会inひがしくろめ」の開催時には全国からの参加者と共に、秋篠宮文仁殿下がご臨席され、市内の湧水地をご視察されました。こうした市内外の意識の高まりを受けて平成23年6月11日に市では「湧水・清流保全都市宣言」を発表しました。



湧水の妖精
るるめちゃん

湧水をモチーフにした地域資源PR
マスコットキャラクター

湧水・清流保全都市宣言文

「私たちのまち東久留米市には、黒目川・落合川・立野川を代表とする、湧き水による幾筋もの川があります。縄文の時代より人々はこの清き水に集い、やがてむらやまちがつくられ、暮らしが営まれてきました。

時は移り、都市化と生活様式の変化により、みどりや湧き水が減り、川が汚れた時期もありました。しかし、人々の努力によりその流れを絶やすことなく、清らかさを取り戻した湧き水の流れは清流に集まる生き物を育み、市民に潤いと安らぎを与えるとともにまちの象徴にもなっています。

東京で唯一、「平成の名水百選」に選ばれた川が流れる東久留米市で暮らす私たちは、まちを潤す湧水と清流を誇りとしています。私たちは、このすばらしい環境を次の世代によりよいかたちで引き継いでいくために、樹林や農地のみどりなどが、地下水を豊かにし、湧き水と多くの生き物の命を育んでいく仕組みを大切にして、今後も市民・事業者・行政が力を合わせて湧水と清流の保全に取り組んでいくことを宣言します。」



湧水・清流保全都市宣言の発表の様子

第 2 章

第二次緑の基本計画の策定に当たって

平成 25 年度～平成 34 年度

- 1 新たな課題と第二次計画策定の方向性
- 2 第二次計画策定の視点
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画期間と目標年次

第2章 第二次緑の基本計画の策定に当たって

1 新たな課題と第二次計画策定の方向性

(1) 社会経済情勢の変化

緑の基本計画策定後 14 年を経過して、景気の長期低落傾向、市の財政事情の悪化など、緑の基本計画を取りまく諸情勢は大きく変化しています。人口動態の安定化、少子高齢社会の到来などにより、社会資本整備は成長型から持続型社会へ対応できるよう転換が必要であり、市民の身近なニーズに、より適合した計画とすることが求められます。これら東久留米市の社会構造の変化、社会資本の整備水準、緑地の現況、土地利用の変化、さらには財政事情などを勘案しながらも、市民が「住みたいまち」「住み続けたいまち」と思うような第二次計画を策定します。

(2) 環境問題の多様化

緑の基本計画は、社会資本整備計画ですが、水と緑に関わる計画であるために、環境への配慮が欠かせません。地球環境問題が喫緊の課題として重視されている社会情勢への対応として、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、循環型社会への転換、さらには東京であるがゆえの大気汚染対策、ヒートアイランド対策などにも配慮した計画とし、実行に移していく必要があります。

(3) 根拠となる法令などの改正

計画策定の根拠法令（「都市緑地法」及び「都市公園法」）が平成 16 年に改正され、緑地の保全や緑化の推進に関する新たな制度が創設されたことに加え、計画策定事項に「都市公園の整備方針」が追加されました。これらの法令などの改正に対応した計画とする必要があります。

また、「東久留米市のみどりに関する条例（平成 16 年改正）」は、緑の基本計画の策定根拠となる重要な条例です。この条例には、都市緑化を推進するためには、1) 緑化推進の基本構想、2) 保存樹木および緑地保護区域の指定に関する事項、3) 緑化基準に関する事項、4) 公共施設の緑化その他緑に関する重要な事項を取り込んだ基本構想を策定するよう規定しています。さらに、市民・事業者・市の責務が明記され、緑地等の保護、緑化の推進など遵守すべき事項を規定しています。第二次緑の基本計画の策定に当たっては、この条例の規定に立脚しなければなりません。

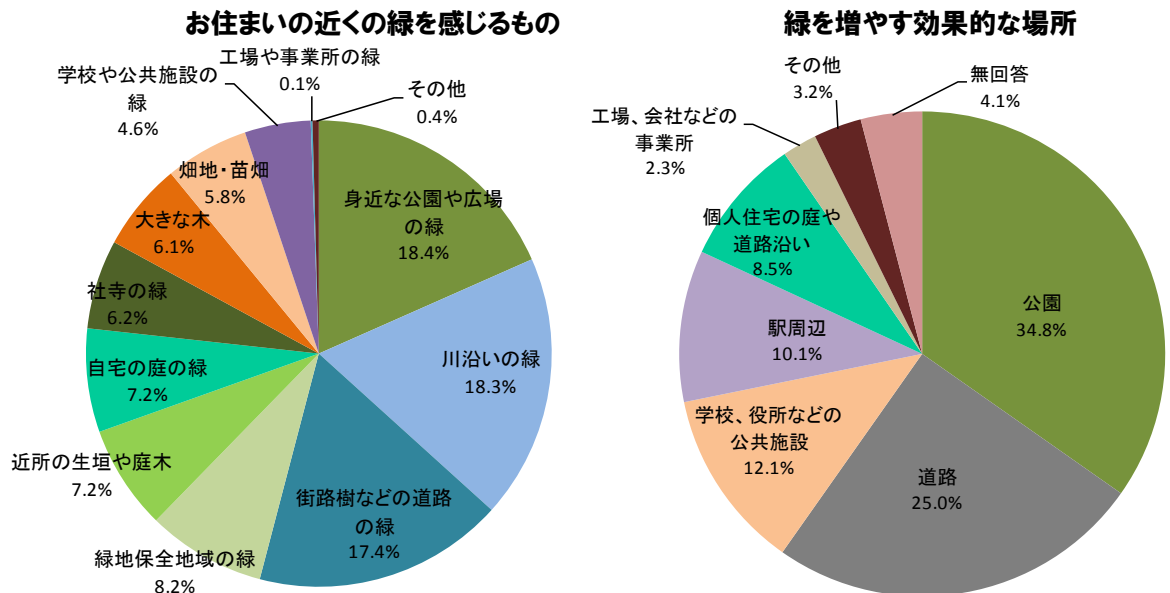
(4) 東久留米市の関連計画などの策定・見直し

第一次計画策定以降、平成 12 年に都市計画マスタープラン（平成 24 年見直し）、平成 13 年・23 年に第 3 次・第 4 次長期総合計画、平成 18 年に農業振興計画、環境基本計画（それぞれ平成 23 年・24 年に見直し）などを相次いで策定し、時代に対応して改訂・見直しも行っています。さらに、国の施策としての計画では、「社会資本整備重点計画」（平成 15 年 国土交通省）、「生物多様性国家戦略 2012-2020」（平成 25 年 3 月 環境省）があります。

社会資本整備重点計画、みどりの新戦略ガイドラインなど、上位関連計画との連携及び整合を図ったうえで、緑の基本計画が対象としている公園緑地の整備、緑地の保全といった社会資本の充実、水と緑のまちづくりといった都市緑化の推進に努める必要があります。

(5) 市民意識の把握と反映

第二次緑の基本計画を策定するにあたり、これまでの施策の展開への市民評価や今後期待される取り組みなどの市民意識を把握し、反映します。



平成 23 年 緑と水に関する市民アンケートより

(6) 実効性のある計画の策定

市の各種計画は、「東久留米市民の、市民による、市民のための」ものでなければなりません。第二次緑の基本計画も市民の暮らしに直結し、より豊かなものとするための計画でなければなりません。市全域に市街地が広がり続けており、自然環境と住環境の調和には、相反する部分もあります。反面、緑は人の心にやすらぎをもたらすなどの効果があるため、市街地にこそ質の高い緑を創出する必要もあります。こうした市の緑を取りまく課題を的確に把握し計画を策定することが第二次計画の実効性を確保するために重要です。

2 第二次計画策定の視点

- ・ 第一次計画を踏襲し、黒目川や落合川と河川沿いの雑木林や公園といった水と緑のネットワークを保全するとともに、年々重要性を増している維持・管理についても計画に盛り込みます。
- ・ 第一次計画で設定した7箇所の「みどりの拠点」をより細分化して17か所の「水と緑の拠点」とし、地域の特性に応じた施策を展開します。
- ・ 計画をわかりやすく実効性のある計画とするために、基本方針（5件）一個別目標（20件）一施策（46件）を体系化し、施策の実施主体（市民・事業者・行政）を明示します。
- ・ 本計画の基本理念「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」に対して、水・緑・人についての横断的テーマにより施策をまとめ直し、重点的に実施すべき施策を設定します。
- ・ 活発に行われてきた市民活動によって、市の水と緑は保全回復されていることを認識し、そのさらなる充実のための施策を盛り込みます。
- ・ 都市宣言を行った湧水・清流保全のための施策を重点施策として盛り込みます。

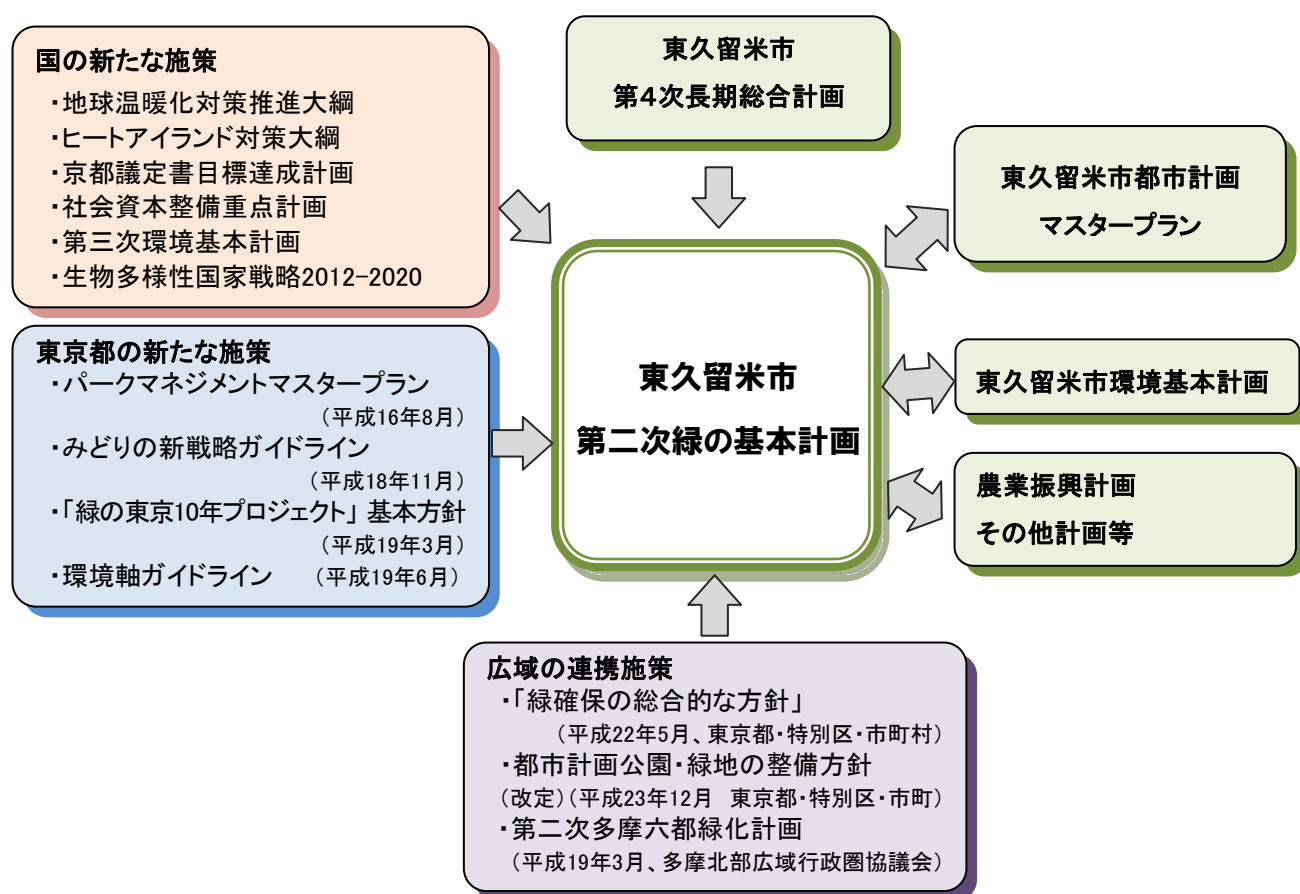
3 計画の位置づけ

「緑の基本計画」は、都市緑地法*に基づき市町村が定める計画です。都市緑地法は、緑地の保全及び緑化の推進について定めた法律で、平成6年の改正で「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を市町村が主体となり策定する規定が設けられました。

計画に盛り込む内容として、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」は必ず定める必要があります。また、必要に応じて定める項目は、都市公園の整備方針、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（保全配慮地区）、緑化地域における緑化の推進に関する事項、重点的に緑地の推進に配慮を加えるべき地区（緑化重点地区）などとしています。

また、本計画は東久留米市第4次長期総合計画を上位計画とし、同計画を緑の面から実現するための基本計画として位置づけています。

策定した計画は、公表し、積極的な周知を図ることとしており、また、計画策定にあたっては広く市民の意見を反映したものとする必要があります。



東久留米市第二次緑の基本計画の位置づけ

都市緑地法：平成16年に都市緑地保全法から都市緑地法に改正。都市における緑地の保全及び緑化の推進に必要な事項を定め、良好な都市環境の形成を図ることを目的としています。昭和48年に制定され、平成6年、7年、13年、16年に改正されています。

4 計画期間と目標年次

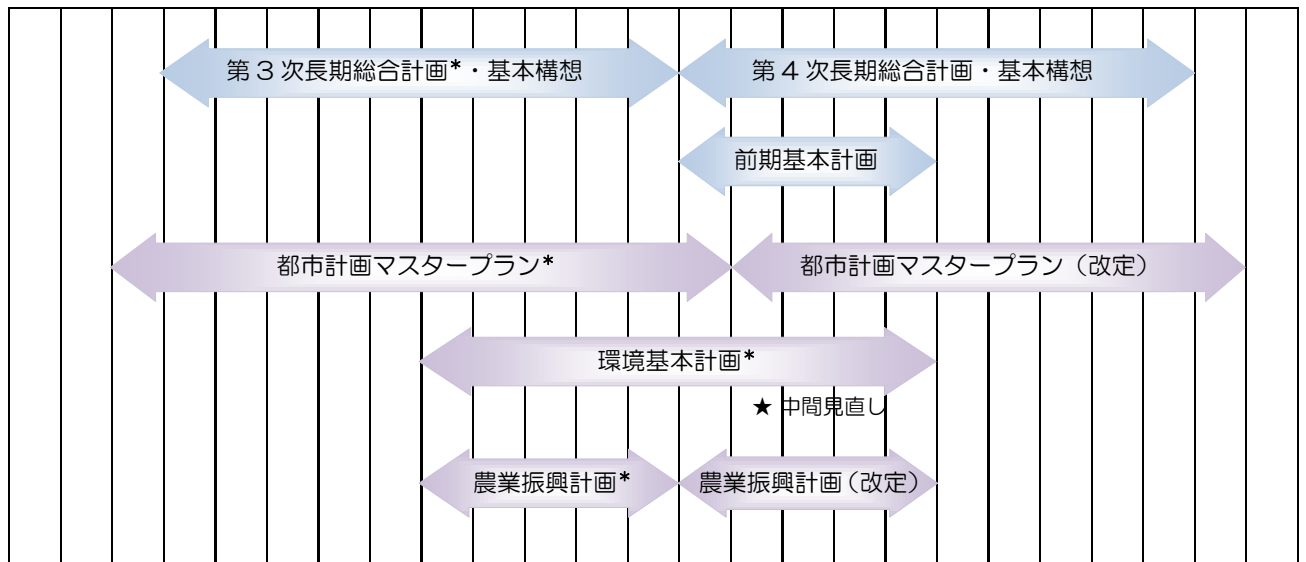
本計画の目標年次は、平成 25 年度から 34 年度までの 10 年間とします。

ただし、緑を守りつくる取り組みは、長期的な視点に立って計画し、実現していく必要があるため、今後の将来像を見据えた計画とします。また、「かんきょう 東久留米」を通じた毎年の見直しと、おおむね5年ごとに計画全体を見直すこととします。

緑の基本計画の計画期間と目標年次



上位・関連計画



長期総合計画：基本計画・基本構想から構成され、東久留米市における長期的かつ総合的なまちづくりの指針として市の計画の最上位に位置づけています。

都市計画マスタープラン：都市計画法に基づき、市町村が長期的な視点にたって定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

環境基本計画：東久留米市環境基本条例に基づき、東久留米市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。

農業振興計画：東久留米市長期総合計画の課題別計画の一つで、東京都農業振興プランの市レベルの計画であり、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としても位置づけられる計画です。

トピック2 水と緑に関わる市民活動について

市内では市民による活動が活発に行われており、特に週末になると、市内の至る所で保全作業や水と緑に関わるイベントが行われています。活動の主体も環境保全を目的とした団体を始め、地域の自治会単位での活動や、学校や企業・行政との協働での活動も行われています。

～育てる～

- 東久留米駅周辺道路や公園などへ花を植えています。
- 市民農園や農業体験を通じて作物を栽培しています。
- 農業者のお手伝いをしています。



～守る～

- 緑地の草刈りや枯損木除去を行い、雑木林と野草を保全しています。
- 公園や緑地の保全活動をしています。
- 河川の水質を守るための呼びかけや清掃作業を行っています。



～調べる～

- 生きものの生育状況を調べています。
- 井戸水や湧水の水質を調査しています。



～楽しむ・学ぶ～

- 川遊びを通じた自然に親しむ機会を作っています。
- 「自然観察会」や「勉強会」を開催しています。
- 自然環境を映像などへ記録し、発表しています。
- 学校での環境学習を支援しています。
- 環境フェスティバル、環境シンポジウムなどを企画し参加しています。



～慈しむ～

- 多くの市民が訪れる休日の「落合川いこいの水辺」。
- 帰りにはゴミひとつ残らないことも私たちの誇りです。



第 3 章

基本計画

- 1 計画の基本理念
- 2 水と緑の将来像
- 3 水と緑の17の拠点と保全のための取り組み
- 4 計画の目標と基本方針
- 5 施策の体系
- 6 施策の内容
- 7 重点施策
- 8 計画の推進に向けて
- 9 第二次緑の基本計画策定の経緯

第3章 基本計画

1 計画の基本理念

＜計画の基本理念＞

東久留米市は「湧水・清流保全都市宣言」に象徴される水と緑の環境保全を進めています。これからも水と緑と人々が共生する豊かな環境を守り育て次世代につなげていく決意と、そのためには、市民・事業者・行政が連携し一体となった取り組みが必要であるとして

「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」

を基本理念としました。

また、水は緑を育て、緑は水を蓄えます。このような関係から水と緑を一体として保全することが必要であり、本計画を「水」に関する取り組みも含めた「第二次緑の基本計画」とします。



落合川の川塾



南沢緑地保全地域

2 水と緑の将来像

＜水と緑の将来像＞

基本理念のもとで目指す姿は、雑木林などのまとまった樹林地を中心とする地域の緑、それらをつなぐ川と湧水の水辺の緑、街路樹のある道や緑の散策路とそこにふれあう人々が有機的につながり、水と緑を守り育てる、人にも生きものにも優しいまちづくりです。

そこでは緑の質と量が確保され、湧水や清流の保全と必要な水循環*がつけられ、多様な生物が成育し、人々はそれらに親しみ守り育てています。



黒目川・落合川合流点



野火止用水歴史環境保全地域（下里）



本村遺跡公園



竹林公園

水循環：この計画においては、地上に降った雨水が、地下にしみこみ一部が湧水として湧出する、川に流れ込み海に流れ出る、蒸発した水が雨として再び降り注ぐ一連の流れを指します。

水と緑の将来像のイメージ

● 水と緑の拠点とは・・・

緑には、生物の生息空間、湧水の涵養域、市民が憩い・活動する場所、防災上の拠点といった機能があります。このような機能を効果的に発揮するために特に重要な場所を水と緑の拠点とします。河川の合流点やまとまった湧水地のある水の拠点と、雑木林や市内でも広い公園のある緑の拠点で、第二次計画において将来にわたり保全・回復していきます。

● 水と緑の軸とは・・・

水と緑の拠点をつなぎ、生きものが行き交うことのできる、河川・用水と川沿い・崖線上の緑、街路樹、散策路を「水と緑の軸」とします。

● まちなみの緑とは・・・

市内全域に広がる農地や屋敷林、公園や学校などのオープンスペースや、住宅・事業所・公共施設の周辺の緑を「まちなみの緑」とします。





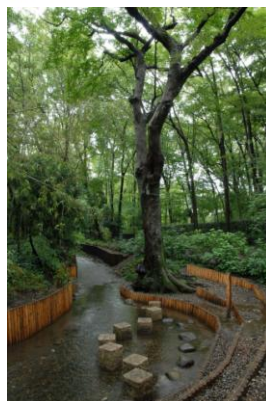
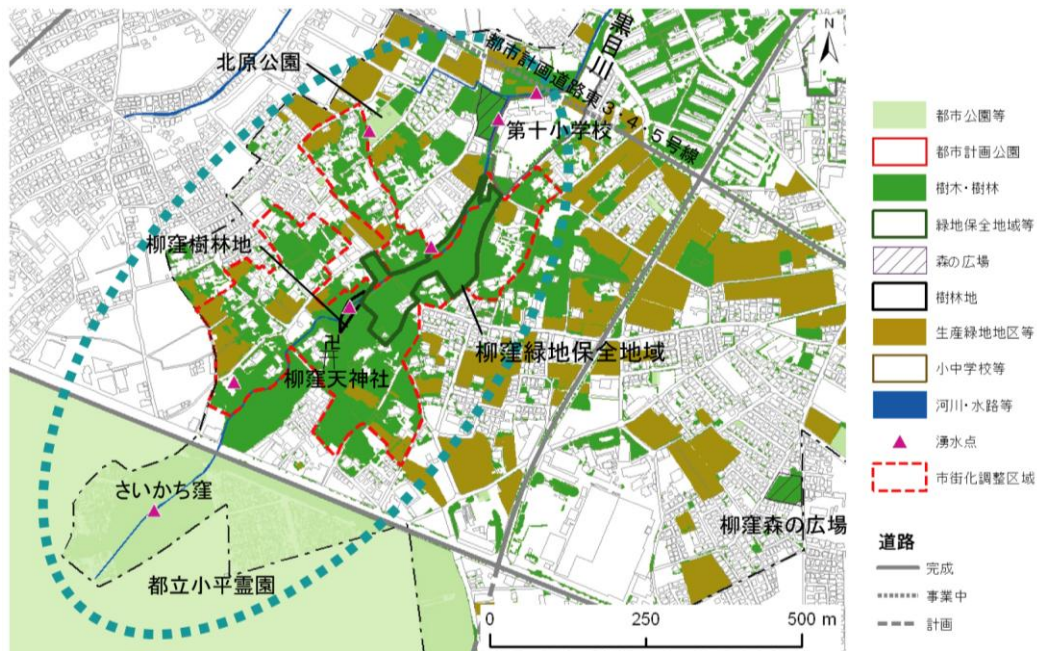
3 水と緑の17の拠点と保全のための取り組み

第一次計画においては、市内7箇所の拠点を将来像の中に設定していましたが、第二次計画においては、整備方針の異なる地域を区分し、大規模公園など緑の機能を担っている地域を加えて、17箇所の拠点を定めます。そして、それぞれの拠点における取組みを以下のように定めます。

(1) 柳窪

柳窪緑地保全地域*から都立小平霊園（さいかち窪）にかけて雑木林や農地が多く残る地域です。屋敷林が、かつての武蔵野の面影を色濃く残し、市の指定する保存樹木や樹林も数多くあります。柳窪天神社前には東京の名湧水 57 選に指定された湧水地もあり、黒目川の上流部の水源地として重要な地域です。

良好な緑地環境を保全し、市街化調整区域などの開発コントロールにより屋敷林等の開発を抑制します。黒目川親水化事業として市の南西端に位置するこの地域を広く市民に伝え、親しめる環境整備を行っていきます。都市計画道路東3・4・5号線の整備にあたっては、黒目川沿いの湧水の保全に努めます。



写真左 さいかち窪
写真右 柳窪天神社前

歴史環境保全地域・緑地保全地域：保全地域とは、「東京の自然と保護の回復に関する条例」に基づき、「良好な自然地や歴史的遺産と一体となった樹林などを保全地域に指定し、都民の大切な財産として末永く残していくため」を目的として設けられています。東京都が指定する保全地域は都内に48箇所（平成24年4月現在）あり、その内8箇所が東久留米市内にあります。

(2) 下里

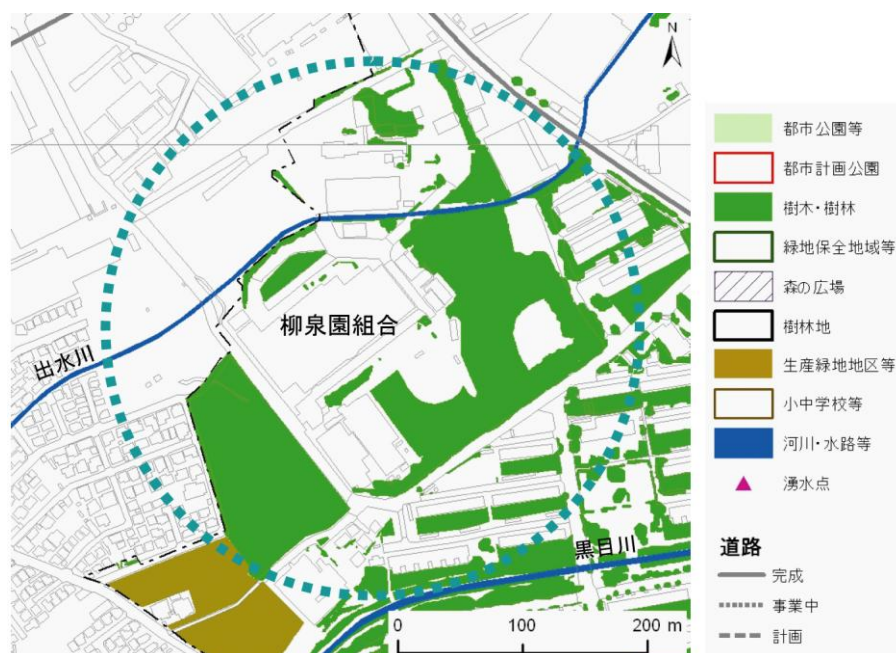
市民の憩いの場として川に下りられるようにも整備した「しんやま親水広場」と、その下流の親水化事業の計画がある地域です。新所沢街道を境に下流側は、下里氷川神社や農地を生かし、武蔵野の農村風景の復活を目指し、上流側は、市民が親しめる環境との調和を図った環境を保全していきます。



(3) 柳泉園組合

清瀬市、西東京市、東久留米市のごみの中間処理施設である柳泉園組合の敷地（9.5ha）とその周辺も緑に覆われ、出水川が横切り、市民が集う水と緑の拠点といえます。

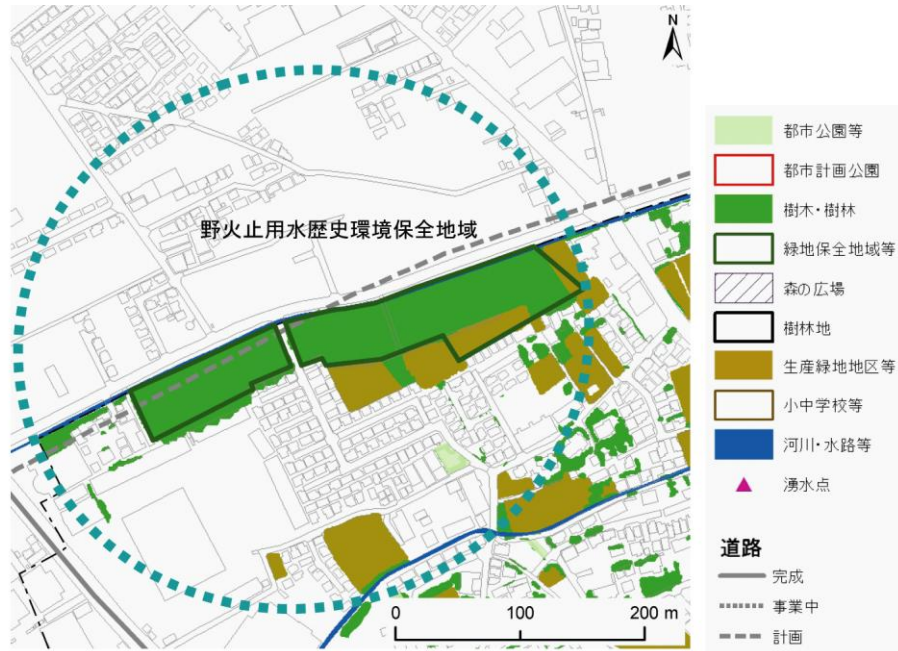
施設の自然環境を将来にわたり保全するとともに、いっとき避難場所としての役割もあるため、施設管理者に対して協力を求めています。加えて、出水川の水質改善を隣接自治体等とも連携し進めています。



（４）野火止用水（下里）

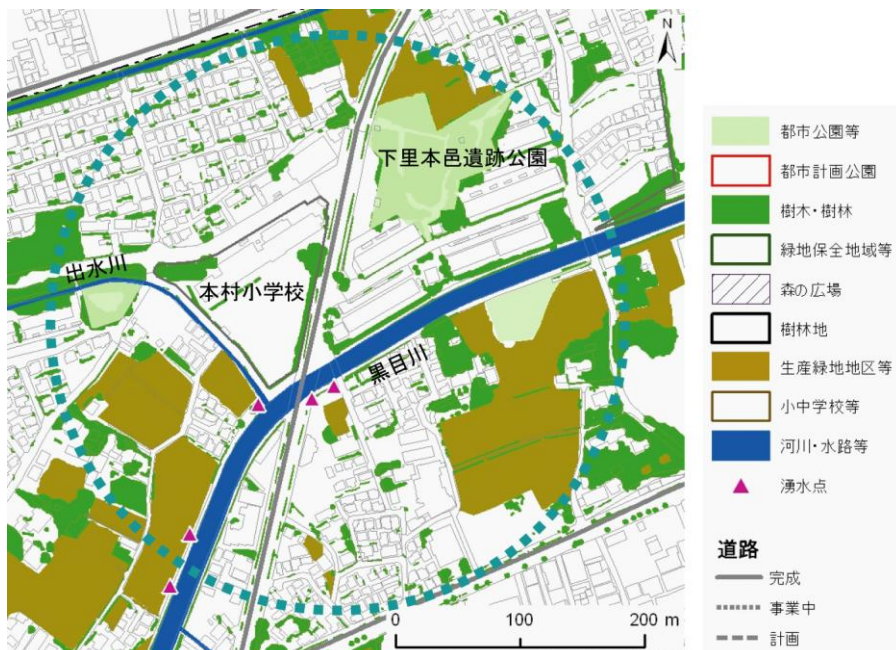
かつて下流地域への生活用水として開削され、その後の「清流復活事業」により甦った「野火止用水」に沿って野火止用水歴史環境保全地域（下里地区）の雑木林があります。

用水沿いの自治体と連携した清流の保全と、周辺環境との調和のため、高木・老木化した樹木などの適正な管理を行っていきます。



（５）本村

黒目川と出水川が合流する付近には湧水もあり、周囲の果樹園などとともに、水と緑の拠点を形成します。また、湧水に集う縄文から平安時代までの人々の生活の跡が残っている下里本邑遺跡公園があり、いっとき避難所としての機能整備と合わせて老朽化した施設の再整備と維持管理を行っていきます。さらに、近隣市と連携を取りながら出水川の水質の改善を進めていきます。



(6) 野火止用水（野火止・小山）・黒目川崖線

野火止用水歴史環境保全地域と、緑の豊かな公立学校が多くあるこの地域は、周辺の果樹園や、野火止用水・黒目川と一体となって、規模の大きな水と緑の景観を形成しています。

施設の管理者に緑の保全を呼び掛けるとともに、緑の適正な管理を行っていきます。



(7) 小山・氷川台

小山・氷川台地区の緑地保全地域を中心に、小山台遺跡公園、大圓寺、子の神社があり、東京学芸大学付属特別支援学校にもまとまった雑木林があります。駅周辺の市街地にも近く、黒目川崖線の斜面にあるため、景観的にも重要な地域です。

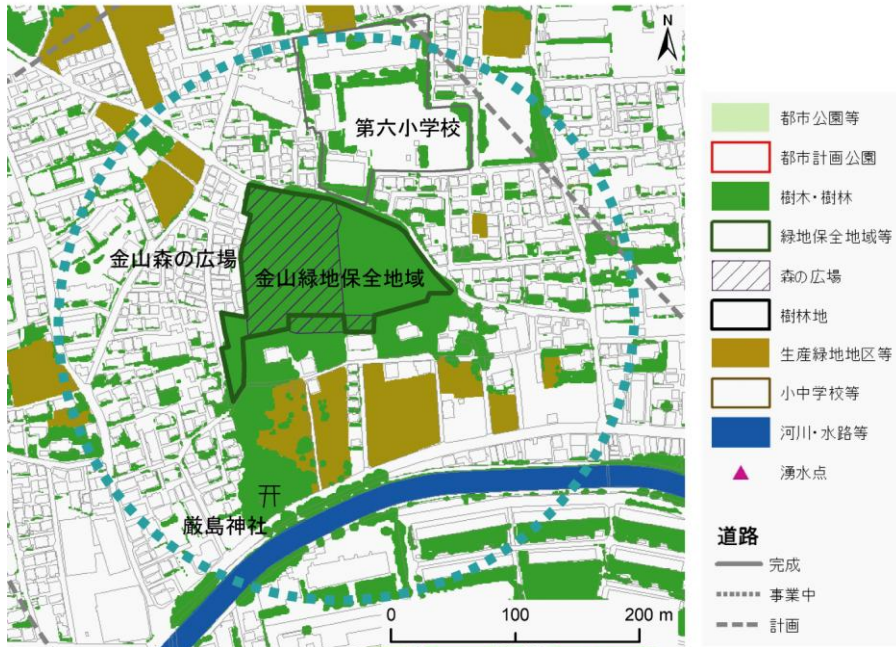
緑地保全地域の適正な管理を行うとともに、周辺の民有雑木林や農地の保全を所有者に対して呼び掛け、学芸大学付属特別支援学校の雑木林は、学校や市民・行政との協働で、その有効な活用を進めていきます。また、都市計画道路東3・4・21号線の整備にあたっては、小山緑地保全地域周辺の一部の区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、整備のあり方を検討していきます。



(8) 金山

金山緑地保全地域は、黒目川に削られた崖線と、その北側の平坦な台地からなり、クヌギやコナラ、イヌシデなどが生育しています。また、南側の巖島神社の社寺林や農地、屋敷林も貴重な緑です。

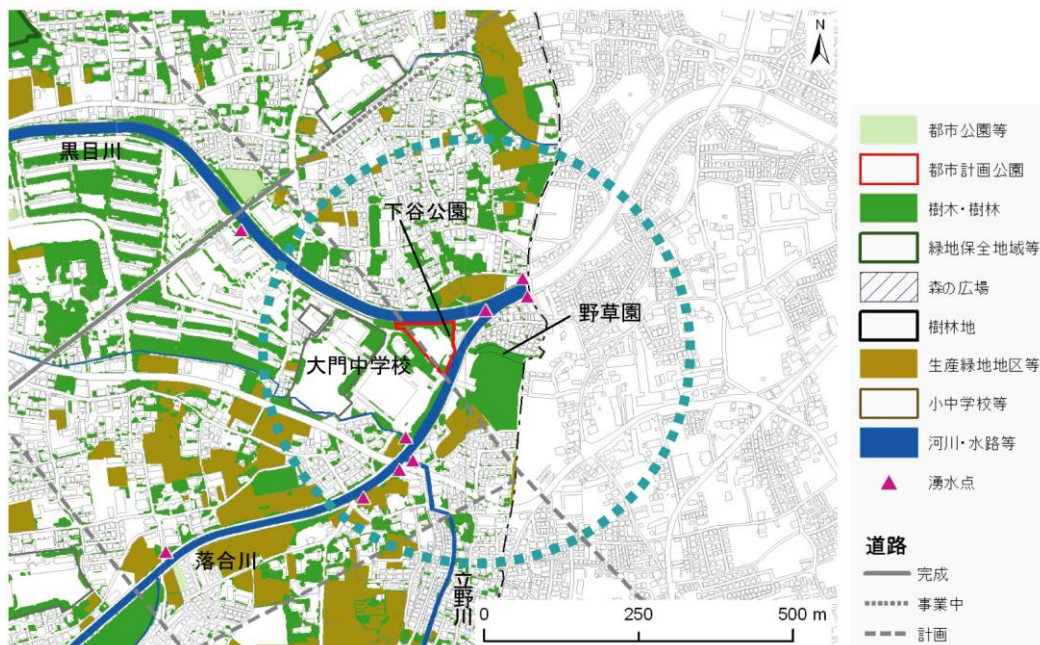
保全地域の適正な管理を行い、民有地と一体となった保全を検討します。



(9) 黒目川・落合川合流点

地下に黒目川と落合川の洪水調節池があり、地上にスポーツセンターや下谷公園、市民の野草観察の場としての野草園、黒目川・落合川の合流点があります。治水事業としての、黒目橋調節池工事が施工され下谷橋調節池の工事が予定されています。また、合流点の南東部には、遺跡もあります。

これらの工事にあたっては、自然環境等に最大限配慮した施工を行うよう東京都と協力して事業を進めます。また、治水工事と並行して下谷公園の再整備を行い、スポーツ・レクリエーション施設等を含む市民に親しまれる拠点づくりを検討していきます。



(10) 学園町

この地域においては、「学園町憲章」により、自治会による地域緑化が進められ緑豊かなまちなみが形成されています。また、市内では珍しいメタセコイアの大木も保存樹木として指定されています。自由学園の敷地内には立野川が流れ、緑に恵まれ、開放日には多くの市民が訪れます。

第二次計画においても、学園や自治会と一体となって、広がりや厚みのある緑の形成を図っていきます。

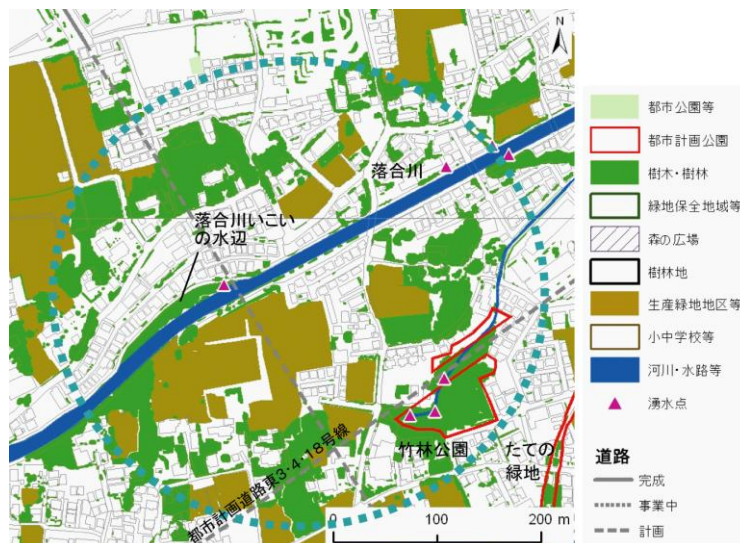


(11) 竹林公園

新東京百景*でもある竹林公園は、約 2,000 本の孟宗竹に覆われた市のシンボリックな公園であると同時に豊富な湧水地でもありその流れは落合川に注ぎます。公園の周辺に広がる農地と屋敷林が市内の貴重な緑です。「落合川いこいの水辺」は、緩傾斜護岸により整備された広場で子ども達の体験の場、多くの市民の憩いの場になっています。

都市計画道路東3・4・18号線の整備にあたっては、竹林公園周辺の一部区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、その環境を守ることでできる整備のあり方が明らかになるまで整備を留保します。

竹林公園や落合川いこいの水辺は、今後も市民に親しまれる場所として維持・管理を行っていきます。



新東京百景：東京都が、昭和57年に「都民の日」制定30周年を記念して、都内の都市や自然の景観、名所・旧跡の中から、都民の公募のもとに100の景勝地を選定しました。

(12) 南沢

平成の名水百選「落合川と南沢湧水群」に指定された地域で、南沢緑地保全地域では1日約1万トンの湧水が湧出します。周囲には南沢氷川神社、南沢水辺公園や向山緑地公園、市民緑地や南沢樹林地、民有の樹林地もあり、市のシンボリックな緑地帯を形成しています。

湧水・清流保全宣言都市として、将来にわたりこの地域の良好な自然環境を引き継いでいきます。また、立野川上流域の水辺環境と緑崖林を保全していくと共に、都市計画道路東3・4・12号線の整備にあたっては、南沢緑地保全地域周辺の一部区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、その環境を守ることでできる整備のあり方が明らかになるまで整備を留保します。

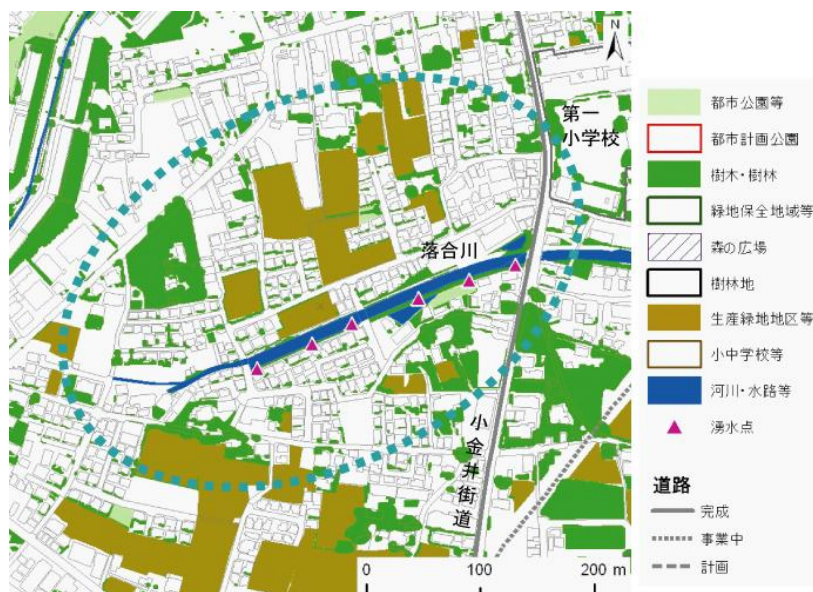
さらに、都立六仙公園への連続性を持った緑地保全地域のあり方を検討します。



(13) 落合川源流

落合川と小金井街道の交差点より西側の八幡町二・三丁目周辺は、落合川の源流部として、河川の保全のための重要なエリアです。

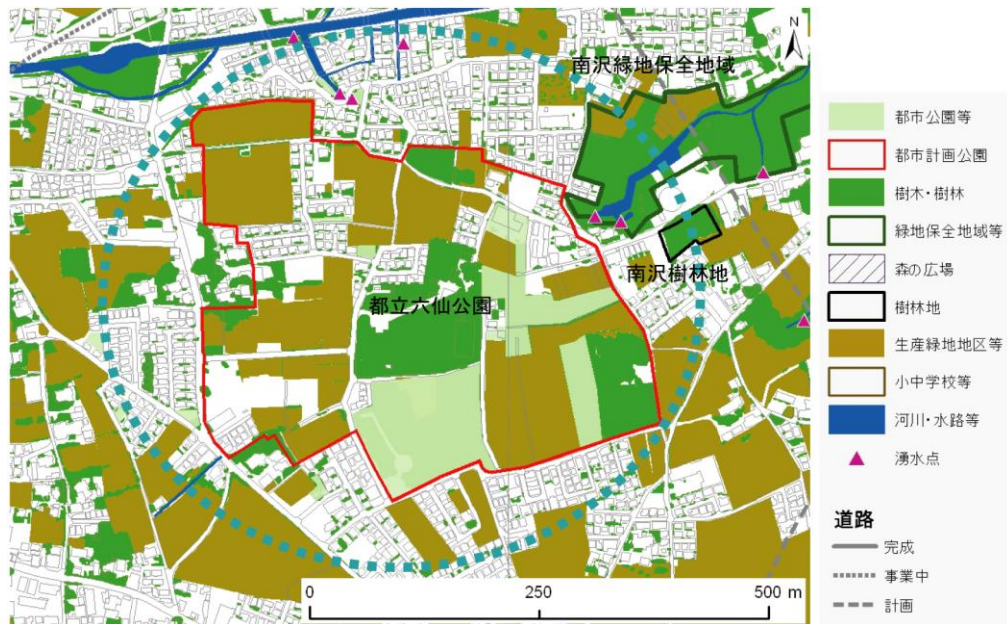
この流れを絶やさないよう、地下水の涵養量の確保に努めます。また、川の源泉としての重要性を多くの市民に広めていきます。



（１４）六仙公園

東京都と都内区市町で策定された「都市計画公園・緑地の整備方針」において、「今後１０年間で優先的に整備する公園・緑地」として都立六仙公園の整備を進めています。この公園は、市内で最大の面積（15ha）があり、市の原風景である雑木林、縄文時代の遺跡などをイメージし、自然の保全と創造をする自然型の公園とするとともに防災時の避難所としての機能を持ち、隣接する南沢の湧水の涵養域となるよう計画されており、水と緑の拠点として、早期の全面開園に協力していきます。

この施設を有効に活用できるよう様々な環境整備を検討し、東京都と調整していきます。



（１５）前沢・南町

前沢・南町の緑地保全地域を中心に、森の広場と江戸時代の新田開発の名残を示す、市内最大のまとまりのある農地と、これと一体となった屋敷林、柳新田通りのケヤキ並木が立ち並び、武蔵野の面影が感じられる地域です。

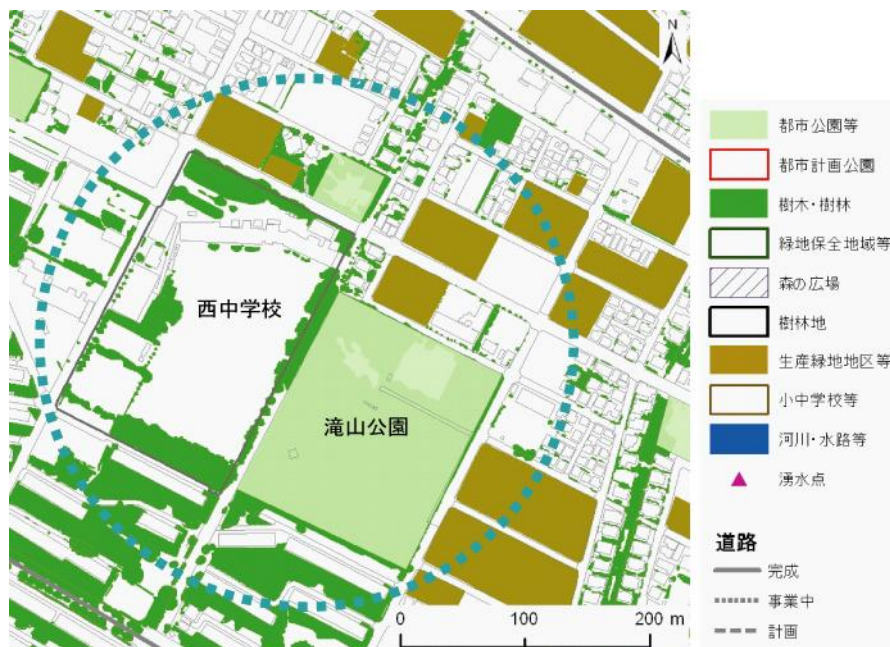
緑地保全地域や森の広場における緑の適切な維持管理を行います。また、屋敷林や広大な農地の保全を広く市民に呼び掛けるとともに、所有者とも共同で保全策を検討し、実施していきます。



(16) 滝山公園

西中学校と一体となって、市内の緑の拠点を形成しています。野球場やテニスコート、野外訓練施設といったスポーツ・レクリエーションの場として、また、いっとき避難所として災害時にも重要な地域です。

今後は、公園の再整備、防災拠点としての避難所機能の充実などを進めていきます。



(17) 白山公園

雨水の調整池として整備されている白山公園は、散策やスポーツを楽しむ場となり、桜並木は花見の名所になるなど、広く市民に親しまれています。

市内の水環境に配慮して調整池機能を維持するとともに、より多くの市民に親しまれるよう、再整備を進めていきます。



4 計画の目標と基本方針

(1) 計画の目標

① 緑に関する目標

現状		目標
緑被率 平成 23 年度時点 34.2% (441.3ha)	樹木樹林 14.7% (189.7ha)	緑地保全地域等の維持・管理を充実し、森の広場、特別緑地保全地区等の制度により雑木林面積の維持を目指します。
	草地 5.6% (72.3ha)	河川等の草地の維持・管理を充実し、公園、道路、公共施設などの管理された草地を増やします。
	農地 13.9% (179.3ha)	生産緑地地区の減少の抑制に努めます。
		緑被率は現状維持を目指します。

② 公園緑地等*の整備に関する目標

一人あたりの公園緑地等確保目標を5㎡とします。

現状 3.11 ㎡/人、都立六仙公園全面開園後 4.18 ㎡/人

都市公園の現況（平成 25 年 1 月 1 日）

都市公園			現況		
			供用面積		㎡／人
			箇所	面積（ha）	
		街区公園（下記以外の公園）	116	7.77	0.66
		近隣公園（滝山・白山公園）	2	7.59	0.65
		総合公園（都立六仙公園）	1	2.56	0.22
		基幹公園計	119	17.92	1.53
		特殊公園（下里本邑遺跡・小山台遺跡公園）	2	1.26	0.11
		墓園（小平霊園）	1	7.90	0.68
		都市緑地（竹林・下谷・たての・向山緑地）	4	2.05	0.18
		その他小計	7	11.21	0.96
		都市公園 計	126	29.13	2.49

* 総合公園の都立六仙公園は、現在一部開園で開園面積 2.56ha ですが、全面開園後は 15.00ha となり、現況人口（平成 24 年）116,459 人の場合、一人当たりの都市公園面積は 3.56 ㎡/人となります。

都市公園に準ずる緑地の現況

都市公園に準ずる緑地	現況		
	供用面積		㎡／人
	箇所	面積（ha）	
条例等の公園（小山台・弥生台・野火止・浅間遊園）	4	0.25	0.02
都市機構遊園（ひばりヶ丘団地、東久留米団地、滝山団地）	3	4.74	0.41
都営住宅遊園（久留米西住宅、久留米下里住宅、下里第二住宅内）	3	1.89	0.16
滝山遊歩道	1	0.39	0.03
合 計	11	7.27	0.62

* 現況人口（平成 24 年）116,459 人

公園緑地等：都市公園に、都市公園に準ずる緑地を加えたもの。

(2) 計画の基本方針

基本方針1 水と緑の拠点の保全と回復

水と緑の拠点は、まちの緑の中心であり、生きものが棲み、市民の憩いの場としてこれからも極めて重要な役割を担います。しかし、宅地化の進行とともに、雑木林や農地の減少とこれに伴う地下水の減少、生物多様性の低下が危惧されており、保全のための対策を進めていきます。また、大規模公園の計画地においては、公園整備と合わせて施設を有効に活用する方策を検討・実施していきます。

基本方針2 水と緑の軸の形成

黒目川と落合川・立野川といった河川は、水辺や崖線の緑を形成し、生きものや人の行きかうことを可能とし「清流」として市民に親しまれています。このような環境を将来に渡り保全するために生活と自然との調和を図り、水量の確保、水質の保全を行っていきます。河川周辺の緑や街路樹も連続性のある緑を形成しており、緑の質の向上と適切な保全を進めます。

基本方針3 まちなみの緑の育成

「拠点」や「軸」とともに「まちなみの緑」も市内における重要な緑を構成しています。公園や街路樹を拡充し、公共施設や民間施設の緑化を推進します。さらに市内には農地も多く大木の並木や屋敷林といった古き武蔵野の面影を残す地域が今もあります。「緑」を大切にする市民意識の高揚を図り、この環境を市民・事業者・行政と一体となって将来に残す方策を講じていきます。

基本方針4 水と緑の質の向上と活用

これまで緑の保全のために様々な施策を実施してきましたが、雑木林の高木・老木化や公園等の施設の老朽化が進んでいます。新たな緑の創出を行いつつも既存の緑においては生きものの生育に配慮し、広く市民が親しめるよう水と緑の質を向上させることが求められています。施設の整備と適切な維持管理を通じて人にも生きものにもやさしい緑づくりを進めます。

基本方針5 みんなで進める緑のまちづくり

緑豊かなまちづくりを進めていくためには、市民をはじめとした様々な主体が協働し、課題を解決していくことが必要となります。このため市による情報発信や環境学習の機会を充実させるとともに、市民相互のつながりを深め、活動の輪を広げるための施策を実施していきます。

5 施策の体系

<基本方針>		<個別目標>	<施策>
基本方針1 水と緑の拠点 の保全と回復		1 雑木林の保全	1 民有の雑木林の保全 2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望
		2 湧水の保全と回復	3 地下水・湧水の研究の推進 4 雨水浸透の推進
		3 拠点となる公園の整備と 充実	5 都立六仙公園の整備 6 調節池の利用
基本方針2 水と緑の軸の 形成		4 清流の保全	7 河川への雑排水の流出の抑制 8 河川流量の確保
		5 水辺の自然環境保全	9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推 進
		6 河川とその周辺の緑の保 全	10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり
基本方針3 まちなみの 緑の育成		7 街路樹ネットワークの創 出	11 潤いをもたらす街路樹の整備
		8 屋敷林、大木の保全	12 屋敷林の保全のための諸制度の活用 13 保存樹木・樹林のPRと指定の促進
		9 農地の保全	14 農地保全のための制度の検討と保全 15 相続による農地の減少対策の支援 16 空き農地の有効活用
		10 都市公園等の整備・ 拡充	17 都市公園等の整備 18 宅地開発等に伴う公園・緑地の整備
		11 公共施設等の緑化	19 公共施設の緑化の推進 20 市民との協働による歩道や公園等の緑化
基本方針4 水と緑の質の 向上と活用		12 地域緑化の推進	21 宅地開発等に伴う地域緑化の推進 22 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替 え時の緑化の申し入れ 23 個人住宅等の緑化の推進 24 緑化重点地区の指定
		13 緑の質の向上	25 緑の適正管理 26 公園の再整備
		14 生物多様性の保全	27 多様な生物の生育環境の保全・創出 28 外来種対策の推進 29 生きもの調査の実施
		15 良好な雑木林や水辺の 活用の促進	30 雑木林の活用の推進 31 親水施設の整備
基本方針5 みんなで進める 緑のまちづくり		16 散策路ネットワークの 創出	32 遊歩道の整備・拡充 33 散策路の周知 34 小河川の周知と親水化の推進
		17 市民参加の緑づくり	35 市民参加による公園づくり 36 水と緑の保全活動の推進
		18 環境学習の推進	37 市民のための環境学習の推進 38 学校における環境学習の支援
		19 情報発信の充実	39 「湧水・清流保全都市宣言」の情報発信の推進 40 水と緑と人の情報ネットワークの構築
		20 計画の推進体制の強化	41 市民環境会議の充実 42 環境審議会の充実 43 市民の声を生かした計画の推進 44 多様な市民活動の支援・充実 45 整備資金（みどりの基金等）の充実 46 関係規定の適正化

6 施策の内容

基本方針1 水と緑の拠点の保全と回復

個別目標1 雑木林の保全

市内の雑木林の中で、東京都の「保全地域」と市の「樹林地」を公有地として、あるいは制度により保全しています。

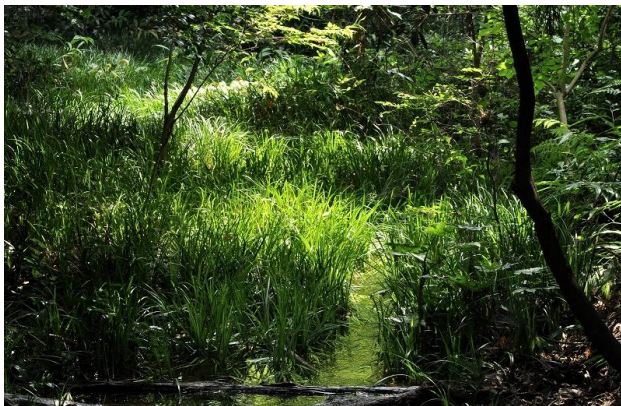
一方、制度により保全していない雑木林や農地などの民有地も、市内の水と緑の形成に重要な役割を担っていますが、相続による土地の売却等により減少が進んでいます。これらの民有雑木林を、水と緑の拠点として将来に残すために、確保のための計画の策定と実施、相続税制度への要望をしていきます。

施策1 民有の雑木林の保全

- ・市内全域における水と緑の保全のために、特に保全すべき価値の高い場所を抽出し将来に残す緑地保全計画を策定します。
- ・用地の確保にあたっては、都市緑地法に定める特別緑地保全地区制度などの諸制度を活用し、最終的には対象地の公有地化を進めていきます。対象地の買収に係る費用として、「みどりの基金」を活用していきます。
- ・都市公園や保全地域を横切る形で計画されている都市計画道路の整備にあたっては、一部区間を自然環境を守ることを前提とした区間とし、整備のあり方を検討していきます。
- ・雑木林や農地の保全にあたっては、開発のコントロールによる景観の保全も必要となります。

施策2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望

- ・多くの雑木林が相続により売却されている事実を踏まえ、市長会などを通じた他市町村との連携や、相続税の軽減措置を講じるよう国に対して働きかけるよう東京都に要望していきます。



南沢緑地保全地域



小山緑地保全地域

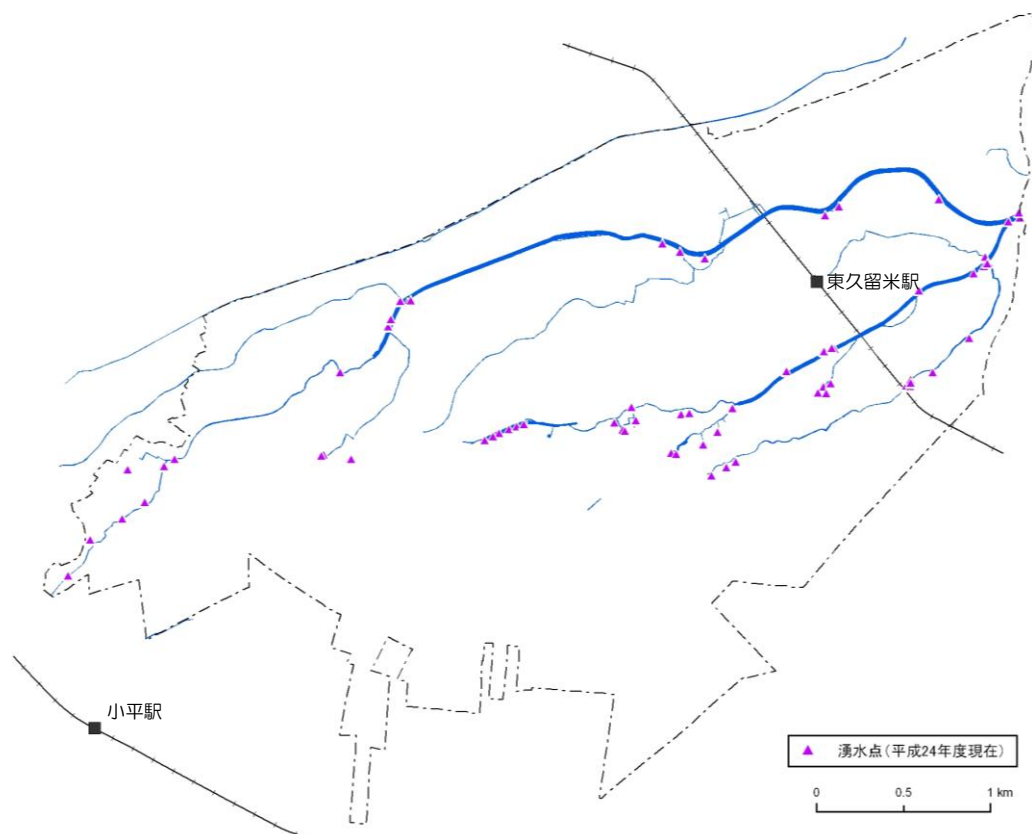
個別目標2 湧水の保全と回復

湧水が豊富で市内を流れる黒目川や落合川の水源になるとともに、市民の憩いの場を形成している拠点もあります。これらは「東京の名湧水57選」「平成の名水百選」に指定されるなど、内外から高い評価を受けています。さらに市では「湧水・清流保全都市」を宣言しました。

この良好な環境を将来に引き継いでいくために、湧水が現れる仕組みを研究し、必要な施策を実施します。

施策3 地下水・湧水の研究の推進

- ・所有者の協力を得ながら、市民と協働で井戸水の調査を継続し、地下水の状況を把握します。
- ・今の湧水環境を確実に効果的に将来に残すために、市内における地下水・湧水が現れる仕組みを研究し、影響を及ぼす工事の抑制や雨水浸透の推進などにつなげていきます。



施策4 雨水浸透の推進

- ・湧水の水源が涸れることのないよう、既存住宅への浸透ます設置の助成等必要な施策を実施していきます。
- ・土地開発を行うにあたっては、敷地内に雨水浸透施設を設けるよう開発事業者等に協力を求めています。
- ・道路工事の舗装には、透水性舗装の導入を進めています。
- ・公共施設の雨水浸透施設の設置や公立学校校庭の芝生化等により雨水浸透を推進します。

個別目標3 拠点となる公園の整備と充実

滝山公園・白山公園などの大規模公園は、これからも市内の水と緑の拠点として重要ですが、公園施設等の老朽化が進んでおり、施設機能の維持のための再整備（長寿命化）が必要です。

また、都立六仙公園は、全面開園に向けた整備が進められ、黒目橋調節池工事の進捗に合わせた下谷公園の再開園やスポーツセンターと一体となった市内の新たなレクリエーションスペースの設置が待たれています。こうした公園を有効に活用できるよう東京都とも協力して事業を進めます。

施策5 都立六仙公園の整備

- ・都立六仙公園整備にあたっては、円滑な公園整備と、その後の効果的な活用が進められるよう、東京都と連携を取りながら、事業に協力していきます。
- ・南沢緑地保全地域と連続した新たな市内の名所の魅力が最大限発揮できる方策を検討していきます。

施策6 調節池の利用

- ・白山公園内の雨水調整池は、市内の水環境の形成にも大きな役割を担っていると考えられます。こうした機能を損なうことのないよう条件が整った後に公園の再整備を進めます。
- ・黒目橋・不動橋・下谷橋調節池の整備と合わせて下谷公園や不動橋広場の再整備と、スポーツセンターと一体となった新たなレクリエーションスペースも検討しており、水と緑と生きものと人とのつながりがさらに深まるような施設整備を東京都と協力して進めていきます。



白山調整池



黒目橋調節池工事

基本方針2 水と緑の軸の形成

個別目標4 清流の保全

湧水を集めて流れる黒目川や落合川は、ホトケドジョウを始めとした多様な生き物の生息域であると同時に、市民の憩いの場として広く親しまれています。湧水・清流保全宣言都市である東久留米市においては、この貴重な自然を将来にわたって保全する責務があります。このような、清流においても、ゴミの不法投棄、生活雑排水等の流入などの課題があり、その抑制に努めていきます。また、水量の確保のため、小川用水から黒目川への導水や、多摩川上流域処理水の野火止用水への送水が行われており、今後も水量確保のための方策を講じていきます。

施策7 河川への雑排水の流出の抑制

- ・河川の水質悪化を防止するため、家庭雑排水等の公共下水道への未接続ゼロを目指し、啓発や助言を行っていきます。
- ・隣接自治体から流れる水路等においても、家庭雑排水等の流入抑制策を、隣接自治体と協力して検討します。

施策8 河川流量の確保

- ・水量の確保のためにも水と緑の拠点における地下水の涵養を進めていきます。
- ・必要により近隣自治体や東京都に要望を行い、用水路から導水を行うなど水量確保のための方策を講じていきます。

個別目標5 水辺の自然環境保全

河川における治水対策を考えるにあたっては、広域的な対応が必要となり、黒目川と落合川の合流域（黒目橋・下谷橋）をはじめ、河川整備工事を計画しています。一方、一度消滅した自然環境の回復には長い時間がかかり、これらの工事施工時においても自然環境に配慮した施工を行わなければなりません。こうした工事が実施されるよう管理者である東京都とも連携し、その実現に向けた取り組みを進めます。

施策9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進

- ・市民生活の安全を守るために、河川改修を実施するにあたっては、自然環境への影響を最小とするよう工事手法の検討や要請を行います。

個別目標6 河川とその周辺の緑の保全

黒目川と落合川の河川とその護岸には、河川沿いに連なった緑が形成されています。さらにその外側には、住宅地の緑が連続性に幅を持たせ、さらに潤いのある緑を形成します。河川内の緑については広く市民の協力を得てその保全に努めるとともに、隣接する住民に協力を呼び掛け、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

施策 10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり

- ・河川内の緑の適切な管理を行うとともに、広く市民に協力を得てその保全を行っていきます。
- ・河川に隣接する住民に協力を呼び掛け、河川沿いの緑を充実させ、広がりや厚みのある緑を創出していきます。

個別目標7 街路樹ネットワークの創出

街路樹は既存の都市計画道路など広い幅員のある道路には必ず設置され、「住まいの近くの緑を感じるもの」（市民アンケート調査）としても高く認識されています。

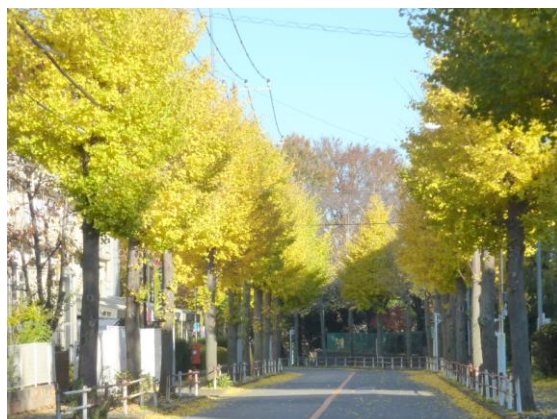
このような街路樹により、市内に緑のネットワークを形成するとともに、安全性にも配慮した市民に親しまれる歩道づくりを進めていきます。

施策 11 潤いをもたらす街路樹の整備

- ・道路の新設時や、再整備時には、より質の高い緑をつくり出すとともに、適正な管理を行っていきます。
- ・植栽にあたっては、バリアフリーにも配慮し、すべての人が安全に親しめる歩道をつくります。



滝山遊歩道のクスノキ



本村小通りのイチョウ

基本方針3 まちなみの緑の育成

個別目標8 屋敷林、大木の保全

「東久留米らしさ」として市民があげるものに「武蔵野の面形を残すまち」があります。こうした緑の保全のため、柳窪においては市街化調整区域としてその保全が行われ、「村野家住宅」は国の登録有形文化財に登録されました。ケヤキやクヌギなどの大木は、市の保存樹木にも指定され、市・市民が一体となってその保全を図っています。

こうした古くから残る貴重な樹木も進む宅地化により、その数を減らしています。さらに、樹木の剪定や落ち葉の処理は、所有する方に多くの負担がかかるため、保全しきれなくなったものもあります。

よって、屋敷林や大木の貴重さを広く市民にPRするとともに、諸制度を活用しその保全を進めていきます。

施策12 屋敷林の保全のための諸制度の活用

- ・農地と屋敷林が一体となり、武蔵野の面影を残す地区を指定し、存続のための利用可能な制度（登録有形文化財（文部科学省）、農の風景育成地区制度（東京都）等）への申請を、所有者の方とともに検討していきます。

施策13 保存樹木・樹林のPRと指定の促進

- ・保存樹木・樹林の所有者の方の意向を把握するとともに指定の促進を図ります。
- ・「（仮）市内の名木」の紹介など、市内にある貴重な資源を広く市民に周知することで保全にあたっての啓発を進め、地域と一体となった保全体制をつくっていきます。



学園町のメタセコイヤ



南町のケヤキ並木

個別目標9 農地の保全

農地には、都市に潤いをもたらす、湧水の涵養地になるなど、緑の機能を有しており、雑木林などと同様に、その保全が必要となります。このような農地は市内の緑地の約 60%を占めています。

平成22年現在の市内の経営耕地面積は 171ha ですが、平成2年から平成7年にかけてバブル期において農地は、40ha 減少し、以降は微減傾向にあります。農地が減少する原因としては、後継者不足、相続税対策に伴う売却があります。また、平成34年には多くの生産緑地が指定から30年を経て買取り申出が可能となります。

こうした状況下においても農地を緑として将来に残せるよう農業に従事する方の支援と空き農地の活用を進めます。

施策 14 農地保全のための制度の検討と保全

- ・都市環境の保全等に相当の効果がある宅地化農地の生産緑地への追加指定を促進します。
- ・公共事業等で買収された農地について、代替地の斡旋をスムーズに行い、農地を保全します。
- ・農業委員会で農地情報の一元管理体制を構築し、農地拡大意向農家を把握します。
- ・「農地の集団化」などを要件として、施設整備等を支援する市独自の「農業専用地区制度」の導入の可否を研究します。
- ・都市農業経営パワーアップ事業・農の風景育成地区制度（東京都）など、農地維持のための諸制度を研究し活用します。
- ・農地の保全意識を高めるためのPRを進めます。

施策 15 相続による農地の減少対策の支援

- ・JAの納税猶予部会などによる相続税制度の研究を行うとともに、事業者からの相談の充実を図ります。
- ・制度の堅持と必要な改善を、農業委員会・市長会等を通じて、国に対して要望していきます。

施策 16 空き農地の有効活用

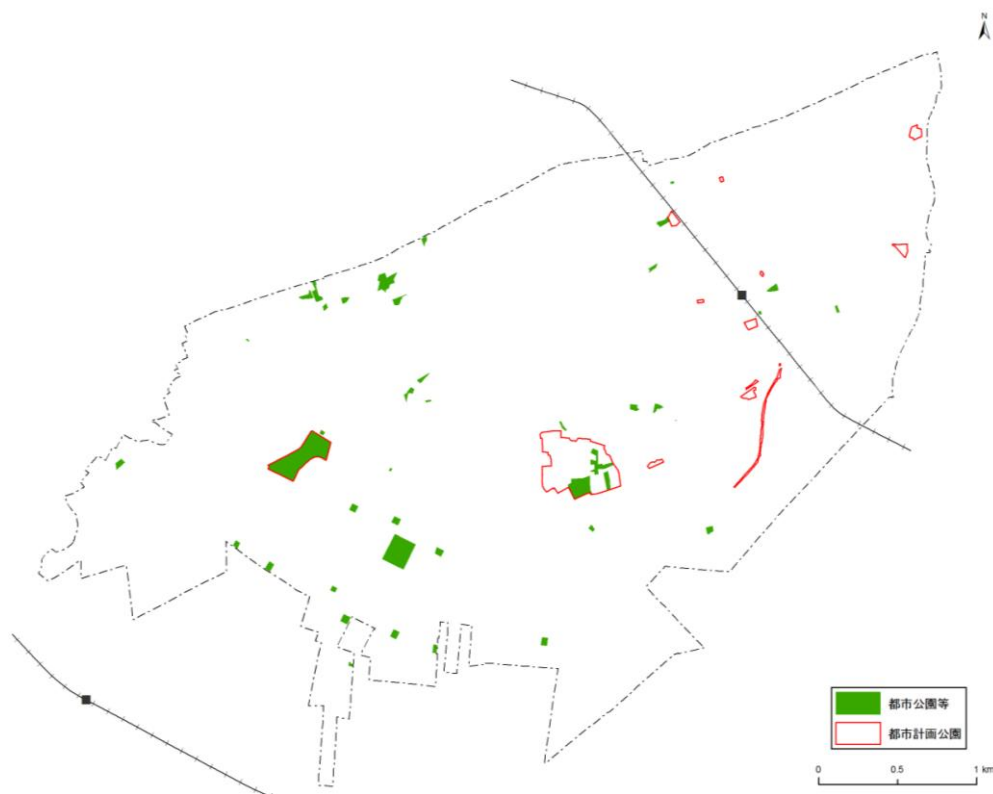
- ・事業者の離農意向のある農地を、学校農園、子どもの広場などのオープンスペースとして活用を図ります。
- ・多くの市民に農業に関わってもらえるよう市民農園の充実を図っていきます。

個別目標 10 都市公園等の整備・拡充

まちなみの緑を感じる場所として公園も有効なスペースになります。新たな公園整備にあたっては、都市公園の分布の均衡を図り配置していきます。また、用地確保のための様々な手法を検討し実現につなげます。一定規模以上の宅地開発等が行われる際には、規定に基づく、公園や緑地の整備が行われています。こうした公園においても事業主等のノウハウを生かし特色ある公園づくりを進めます。

施策 17 都市公園等の整備

- ・都市公園の整備にあたっては、都市公園の分布の均衡を図るため、配置及び規模の基準に則した設置を行います。
- ・新たな公園整備にあたっては、借地を利用した設置など、用地の取得に工夫を凝らし実現につなげます。
- ・整備にあたっては、周辺環境を考慮し、特色のある公園づくりを進めていきます。
- ・省エネルギー化の推進など、社会状況の変化に対応し、その時代の要請に応えられる公園を整備します。



都市公園等の配置・計画地

東久留米市公園・緑地位置図（公園緑地分布図）より

施策 18 宅地開発等に伴う公園・緑地の整備

- ・宅地開発等に関する条例に基づく公園等の設置においては、事業主等のノウハウも生かし、特色のある公園づくりを進めていきます。
- ・社会状況の変化に対応できるよう公園整備基準の適時見直しを行います。

個別目標 1 1 公共施設等の緑化

公共施設は、地域の人々が多く集まる場所でもあり、親しみのある交流の場とするとともに緑化のモデルになるよう、施設周辺部の緑化を図ることが大切です。

公共施設の整備が一定程度進んだ現在においては、校庭の芝生化など緑化余地のある部分の緑化を推進します。また、多くの市民を巻き込んだ新たな担い手による緑化を推進します。

施策 19 公共施設の緑化の推進

- ・既存施設における緑の保全を行うとともに、校庭や園庭の芝生化や駐車場の緑化、施設の新設時には地域のモデルとなる質の高い緑化を進めます。

施策 20 市民との協働による歩道や公園等の緑化

- ・市民が通う歩道や公園等において、市と市民が協働し、緑化を推進します。
- ・地域住民等による公園等の管理を促進し、施設への愛着を深めてもらうとともに、多様な公園づくりを進めます。

個別目標 1 2 地域緑化の推進

宅地化が進行した現在においては、住宅や事業所における緑化も、まちなみの緑の重要な要素となっています。

土地の開発や集合住宅の建て替え時には、開発事業者等と共同で、より良い緑化を推進します。また、環境意識の高まりから規定以上の緑化が進められるケースも多く、そのようなモデルの紹介などを通じてさらなる意識の醸成を図ります。さらに、市内全域を緑化重点地区に指定するとともに地域のまちなみに応じた緑の育成を推進します。

施策 21 宅地開発等に伴う地域緑化の推進

- ・接道部の重点緑化など規定に基づく緑化を進めていくとともに、地域緑化を積極的に進める開発事業者等に対しては、そのノウハウも生かした地域緑化を進めていきます。

施策 22 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替え時の緑化の申し入れ

- ・地区計画制度の活用による新たな緑の空間の創出や、大規模集合住宅の建替えにおいては、現在ある緑はできるだけ残し、かつ、より豊かな緑を創出するよう協力を求めています。

施策 23 個人住宅等の緑化の推進

- ・地域の緑化は、その多くは市民の自主的な活動により進められています。その活動をより発展させるために、先進的な取組の紹介や助成を検討します。

施策 24 緑化重点地区の指定

- ・市民や事業者、行政による緑化活動は、地域を問わず実施される必要があるため、市内の全域を緑化重点地区に指定し活動を推進していきます。

基本方針4 水と緑の質の向上と活用

個別目標13 緑の質の向上

市内の雑木林では、樹木の高木・老木化が年々進んでいます。台風等による強風時には、人命に関わる事故にもなりかねません。樹木の老木化は光合成を少なくし、新たな植生を阻害するため、その適正な管理を行っていきます。また、設置から年月が経った公園においては施設の老朽化が進んでいます。これからの時代の要請にも応えられる公園として、計画に基づいた再整備を行っていきます。

施策25 緑の適正管理

- ・公園や緑地、街路樹等の隣接地への越境枝等の剪定や、枯損木の伐採、樹木林の若返り（高老木の更新）を行います。また樹木の保全のために、土壌の再生や崩壊の防止に取り組みます。
- ・係る財源の捻出方法を検討すると共に、計画的に管理を行っていきます。
- ・民有地の緑の適正な管理を呼び掛けていきます。

施策26 公園の再整備

- ・施設の老朽化が進んでいる公園においては、今後も多くの市民に親しまれ続ける公園であるよう施設の再整備を行う必要があります。
- ・白山公園においては、「東久留米市白山公園将来計画検討結果報告書（平成12年12月 東久留米市白山公園将来計画策定懇談会）」及び「白山公園整備に伴う調査委託報告書（平成19年3月 東久留米市都市建設部）」においてその整備の方向性が示されています。雨水処理機能などの都市整備状況、市民意識の変化を考慮し整備を進めていきます。
- ・再整備にあたっては、バリアフリーへの配慮や地域防災計画との整合、これからの時代の要請に応えられる設計とするとともに、「長寿命化計画」を策定し計画的な実施を進めます。



緊急輸送道路と避難場所・避難所

東久留米市防災マップより

注) 上記出典に基づく現状を示したものであり、方針を示した図ではありません。緊急輸送道路は、東久留米市「防災マップ」では啓開道路という名称になっていますが、この図では、東京都の指定名称で表示しています。

個別目標 14 生物多様性の保全

市内には、少なくとも3種類の絶滅危惧種を始め多様な生きものが生育しています。

多様な生きものの生育空間となり得る質の高い水と緑の保全を行っていきます。また、外来生物が市内においても確認されていますが、現存する生きものの生育が危ぶまれるケースもあり、その駆除や啓発を通じて種の保存を図っていきます。

こうした生きものの生育状況は、これまでも市民等を中心とした調査が行われており、今後は、行政と協働で調査を実施していきます。

施策 27 多様な生物の生育環境の保全・創出

- ・絶滅危惧種のホトケドジョウ、ナガエミクリ、タコノアシの保全など、様々な動植物の生育に必要な自然環境を保全・創出します。
- ・自生ホタルや絶滅した生きものの復活を検討します。

施策 28 外来種対策の推進

- ・アレチウリ、オオフサモ、オオカワジシャなどの特定外来種*は、在来の生態系をかく乱するなど生物の多様性を阻害します。よって市民への啓発や排除等を通じて、在来種の保護を行います
- ・アメリカザリガニ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウなどの要注意外来種*の危険性にも着目していきます。

施策 29 生きものの調査の実施

- ・市内に生育する動植物について、生きものの調査を実施し、生物多様性の保全の指標とするとともに、多くの市民の方に生きものの生育状況を紹介し、その保全に対する理解を広めます。
- ・調査実施にあたっては、これまで行われてきた市民活動等の成果も集約し、データを共有するとともに、市民と行政とが協働で実施していきます。

特定外来種：人の命や体、生態系、農林水産業などに被害を与える恐れがある生物を外来生物法に基づき、環境省が指定。2008年1月1日現在、96種。飼育や栽培、保管、運搬、輸入などが原則禁止されています。個人が違反した場合、懲役3年以下または300万円以下の罰金などが科せられます。

要注意外来種：外来生物法に於いて、特定外来種には選定されていませんが、適否について検討中、または調査不足から未選定とされている生物種。環境省が指定します。

個別目標 15 良好な雑木林や水辺の活用の促進

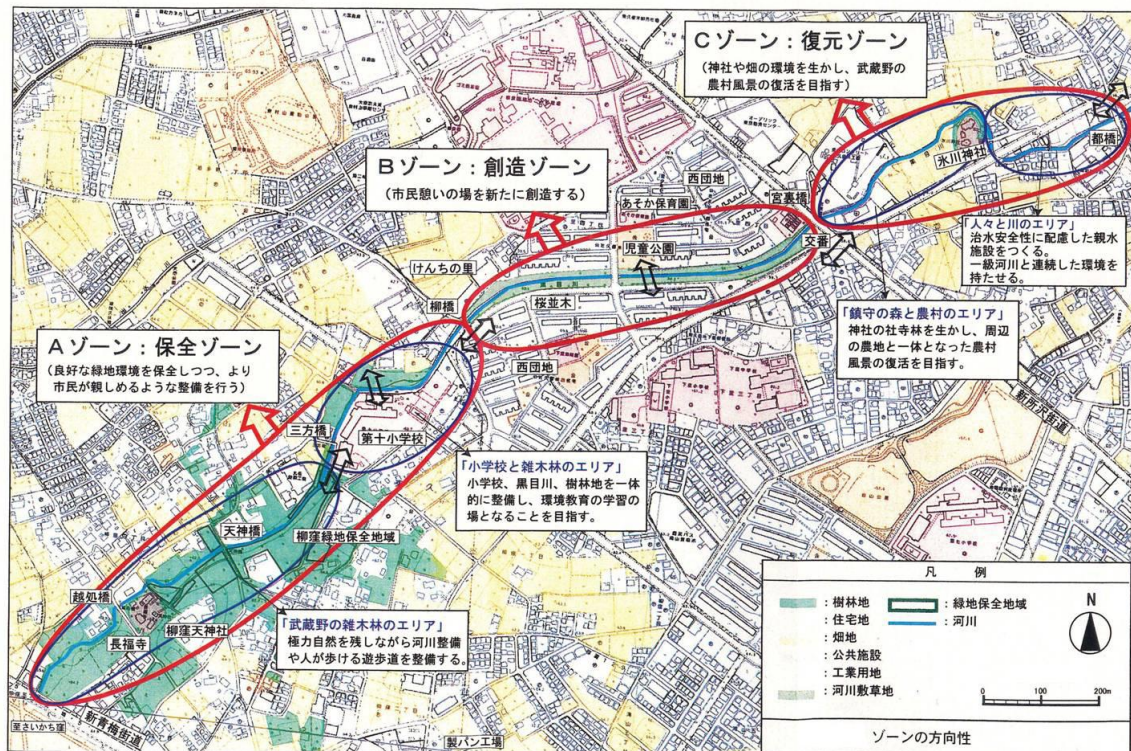
水や緑はただ存在するだけでなく、生きものの生育・生息に配慮しつつも、多くの市民が触れ合うことで、その価値が増大します。すでに東久留米市の魅力として触れることのできる自然環境が認識されつつありますが、必ずしもすべての市民に知られていない実情があり、市の魅力を一層高めるためにも、水と緑を市のシンボルとして活用することが必要になります。

施策 30 雑木林の活用の推進

- ・ 植生や生物多様性の保全のために保護の必要な場所と人が立ち入れる場所の明確化を図り、多様な自然環境を維持しつつも、より多くの市民がその魅力を知り、親しむことができるよう雑木林を管理・整備します。

施策 31 親水施設の整備

- ・ 東京都が行う河川改修に際して、市民が水に触れたり、水辺の観察ができる新たな場の整備を要望します。
- ・ 黒目川上流域の親水化事業（Aゾーン着手、Bゾーン完成、Cゾーン調査中）を進めます。
- ・ 立野川や野火止用水などの小河川の整備のあり方を検討します。



黒目川上流域親水化検討報告書より

個別目標16 散策路ネットワークの創出

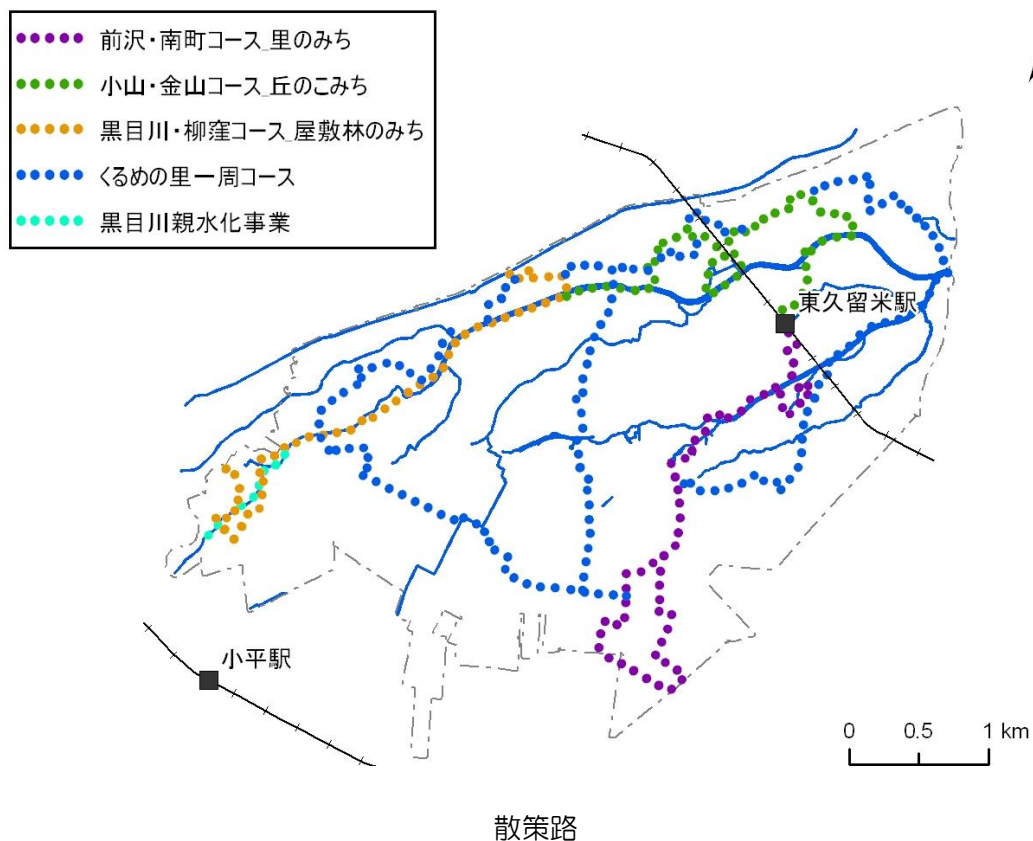
遊歩道は、生活道路であると同時に身近に緑を感じることができる場所です。また、出水川や揚柳川の遊歩道は、一部蓋掛けされた川の上の通路です。花壇の設置や緑の質を確保することにより遊歩道としてさらなる充実を図ります。また、水と緑の拠点をつなぐ散策路ネットワークと合わせて多くの市民に紹介していきます。

施策32 遊歩道の整備・拡充

- ・滝山団地内の遊歩道や、たての緑地、黒目川や落合川沿いの歩道の保全とさらなる充実を図ります。

施策33 散策路の周知

- ・市内の散策路には「くるめの里一周コース」「雑木林のみち（東京都）」などがあります。より多くの市民に市内の魅力を知ってもらえるよう、散策マップなどにより紹介していきます。



施策34 小河川の周知と親水化の推進

- ・市内には、出水川、揚柳川、西妻川、中溝川、弁天川といった小河川があり、市民へのさらなる周知を図ります。
- ・市民が小河川に触れる機会を増やすとともに、蓋掛け部分の開渠化の検討を行います。

基本方針5 みんなで進める緑のまちづくり

個別目標 17 市民参加の緑づくり

市民参加により第一次計画が策定され、落合川水生公園・南沢水辺公園を設置するなど多くの施策を市民参加をもとに実施してきました。

また、市民団体による雑木林の管理や、公園・道路等への苗木の植栽が行われているなど、多様な市民や学校、事業者などによる活動が進められています。落合川と南沢湧水群が「平成の名水百選」に選考された理由のひとつにも、活発な市民の活動があげられました。

一方で、参加者の固定化が、多くの市民団体で課題となっています。これまでに積み上げられた活動を継続し、より充実するためにも、参加者のすそ野を広げる対策が必要になります。

施策 35 市民参加による公園づくり

- ・新たな公園の設置や、公園の再整備にあたっては、より多くの市民の声を取り入れ、市民が利用しやすく、より親しめる公園づくりを進めていきます。

施策 36 水と緑の保全活動の推進

- ・雑木林・公園・河川の保全活動、まちなみ緑化、農業支援などのボランティア活動を体験することにより、広く市民が水と緑の大切さに気づいてもらえるようにします。
- ・より多くの市民が活動に加わることができるよう、管理マニュアル（手引き）の作成や自治会や地域の親子の参加を促すなど、活動のすそ野を広める方策を検討します。

個別目標 18 環境学習の推進

地域の水と緑の保全・回復のためには、市民一人ひとりの理解と実践が大きな力となります。そのために行われている環境フェスティバルや環境ウォッチングは、毎年恒例のイベントとして定着してきました。

また、市民大学事業や広域行政圏協議会（清瀬市、小平市、東村山市、西東京市、東久留米市）での事業も実施され、市民の主催によるイベントも盛んに行われています。平成 22 年には「湧水保全フォーラム全国大会 in ひがしくるめ」が開催され、市の環境を市内外に示す機会もありました。

今後は、様々な事業の成果を統括・整理するとともにさらなる推進を図ります。

水と緑の知見を次代に引き継いでいくためには、学校における環境学習が重要であり、学習のための体制整備を地域と一体となって支援していきます。

施策 37 市民のための環境学習の推進

- ・環境フェスティバルや環境ウォッチング等の市民意識を高める活動を継続して行います。
- ・水と緑を、市の魅力として様々な部署における講座等においても取り上げます。
- ・さらに多くの市民の理解を進めるため、市民による啓発活動を推進します。

施策 38 学校における環境学習の支援

- ・緑とそれを育てる水の大切さを、自然と触れ合うことや研究等を通じて学びます。
- ・黒目川や落合川など地域の教材を活かした環境学習を、総合的な学習の時間等を通じて全校で実施します。
- ・学校の行う環境学習を、地域が一体となって支援します。

個別目標19 情報発信の充実

市内の緑が減少してきた中で、今も残る限られた資源を有効に活用するためには、情報の発信が有効な手段となります。また、水と緑の保全のためには、より広い市民意識の高まりが必要になり、その啓発のためにも情報発信の充実を図ります。また、市内においては市民の多様な活動・調査などが実施されており、これらの情報を市・市民が共有し情報の質を高めていきます。

施策39 「湧水・清流保全都市宣言」の情報発信の推進

- ・「湧水・清流保全都市宣言」を環境フェスティバルや環境シンポジウム開催時などには広く市内外に発信します。
- ・「湧水マップ」等の様々な発行物やインターネット上の情報発信、図書館での常設展示コーナーの設置など様々な手段によってその周知を進めます。

施策40 水と緑と人の情報ネットワークの構築

- ・市内には、水と緑に関する様々な資源があります。また、市民による水と緑の保全活動等の情報を、より多くの市民に伝える情報ネットワークのあり方を検討し、構築します。

個別目標20 計画の推進体制の強化

計画の推進のためには、市民・事業者・行政の連携が欠かせません。
環境基本計画の策定に合わせて設置された市民環境会議・環境審議会の充実と、市民活動のさらなる充実のための支援を行います。また、水と緑の保全のための財源の確保も大きな課題です。財源の確保のためには「みどりの基金」の充実を図ります。
さらに環境の変化に対応できるよう関係規定の見直しを適宜行います。

施策41 市民環境会議の充実

- ・市民・事業者の環境の保全等に関する取り組みの推進組織として位置づけられ、水と緑の保全においても、様々な成果を生み出している市民環境会議を継続的に開催し、さらなる充実を図ります。

施策42 環境審議会の充実

- ・市長の環境行政全般にわたる附属機関であり市民・有識者・企業関係者、関係行政機関からなる環境審議会の提言を生かすとともに、さらなる充実を図ります。

施策43 市民の声を生かした計画の推進

- ・重要事項の決定時にはパブリック・コメントを実施することや、協働団体の意見、窓口やご意見箱での市民の声を十分に聞き計画を推進していきます。

施策 44 多様な市民活動の支援・充実

- ・水と緑の保全についての様々な市民の活動が展開されており、その支援を行っていきます。
- ・市民環境会議や、コミュニティサイト等を通じた団体相互の情報交換の機会を作ります。
- ・市の広報等を通じて団体の活動を広く市民に伝え、活動のすそ野を広めていきます。

施策 45 整備資金（みどりの基金等）の充実

- ・みどりの基金の多くが、宅地開発の際に緑地の整備に代えて行われる開発事業者からの寄付が主となっている現状を踏まえ、より多くの基金が積み立てられるよう、制度の運用を工夫していきます。
- ・より多くの財源を確保するため、新たな制度の創設を検討します。

施策 46 関係規定の適正化

- ・本計画の実行に伴い、強制力の伴う条例等による規制でなければ対応できない事案が生じた場合には、規定の適正なあり方について検討を行っていきます。



野火止グリーンシップアクション



南沢緑地保全地域観察ツアー



緑地保全地域での保全作業



しんやま親水広場の植樹作業

施策推進の役割分担

基本方針	個別目標	施策	主体◎ 関連○			
			市民	事業者	市	都
1 <u>水と緑の拠点の保全と回復</u>	1 雑木林の保全	1 民有の雑木林の保全	○		◎	○
		2 雑木林に係る相続税軽減措置の要望	○		◎	○
	2 湧水の保全と回復	3 地下水・湧水の研究の推進	○	○	◎	
		4 雨水浸透の推進	○	○	◎	
	3 拠点となる公園の整備と充実	5 都立六仙公園の整備	○		○	◎
		6 調節池の利用			◎	○
2 <u>水と緑の軸の形成</u>	4 清流の保全	7 河川への雑排水の流出の抑制	◎	◎	◎	
		8 河川流量の確保			◎	○
	5 水辺の自然環境保全	9 生活と自然環境の共存に配慮した河川改修の推進	○		○	◎
	6 河川とその周辺の緑の保全	10 市民の協力による水辺環境にあった緑づくり	◎		◎	○
	7 街路樹ネットワークの創出	11 潤いをもたらす街路樹の整備			◎	◎
3 <u>まちなみの緑の育成</u>	8 屋敷林、大木の保全	12 屋敷林の保全のための諸制度の活用	◎		◎	○
		13 保存樹木・樹林のPRと指定の促進	◎		◎	
	9 農地の保全	14 農地保全のための制度の検討と保全	◎		◎	○
		15 相続による農地の減少対策の支援	○	◎ JA	◎	○
		16 空き農地の有効活用	○	○	◎	
	10 都市公園等の整備・拡充	17 都市公園等の整備			◎	○
		18 宅地開発等に伴う公園・緑地の整備	○	◎ D	◎	
	11 公共施設等の緑化	19 公共施設の緑化の推進			◎	◎
		20 市民との協働による歩道や公園等の緑化	◎	○	◎	
	12 地域緑化の推進	21 宅地開発等に伴う地域緑化の推進		◎ D	◎	
		22 地区計画制度の活用と大規模集合住宅の建替え時の緑化の申し入れ		◎ D	◎	
		23 個人住宅等の緑化の推進	◎	○	○	
		24 緑化重点地区の指定	◎	◎	◎	○

基本方針	個別目標	施策	主体◎ 関連○			
			市民	事業者	市	都
4 水と緑の質の向上と活用	13 緑の質の向上	25 緑の適正管理	◎	◎	◎	◎
		26 公園の再整備			◎	
	14 生物多様性の保全	27 多様な生物の生育環境の保全・創出	◎		◎	◎
		28 外来種対策の推進	◎		◎	◎
		29 生きもの調査の実施	◎		◎	
	15 良好な雑木林や水辺の活用の促進	30 雑木林の活用の推進	◎		◎	◎
		31 親水施設の整備			◎	◎
	16 散策路ネットワークの創出	32 遊歩道の整備・拡充			◎	○
		33 散策路の周知			◎	◎
		34 小河川の周知と親水化の推進			◎	
5 みんなで進める緑のまちづくり	17 市民参加の緑づくり	35 市民参加による公園づくり	◎		◎	
		36 水と緑の保全活動の推進	◎	○	◎	
	18 環境学習の推進	37 市民のための環境学習の推進	◎	○	◎	
		38 学校における環境学習の支援	◎	○	◎	
	19 情報発信の充実	39 「湧水・清流保全都市宣言」の情報発信の推進	◎	○	◎	○
		40 水と緑と人の情報ネットワークの構築	◎	○	◎	○
	20 計画の推進体制の強化	41 市民環境会議の充実	◎	◎	○	
		42 環境審議会の充実	◎	◎	◎	
		43 市民の声を生かした計画の推進	◎		◎	
		44 多様な市民活動の支援・充実	◎		◎	
		45 整備資金（みどりの基金等）の充実	◎	◎ D	◎	
		46 関係規定の適正化			◎	

JA：農業協同組合
D：開発事業者

7 重点施策

基本理念「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」の実現ために「水・緑・人」に関わる個別施策を横断的テーマによりまとめ直し、重要かつ緊急性の高いものを重点施策と位置づけ、着実に計画を推進します。

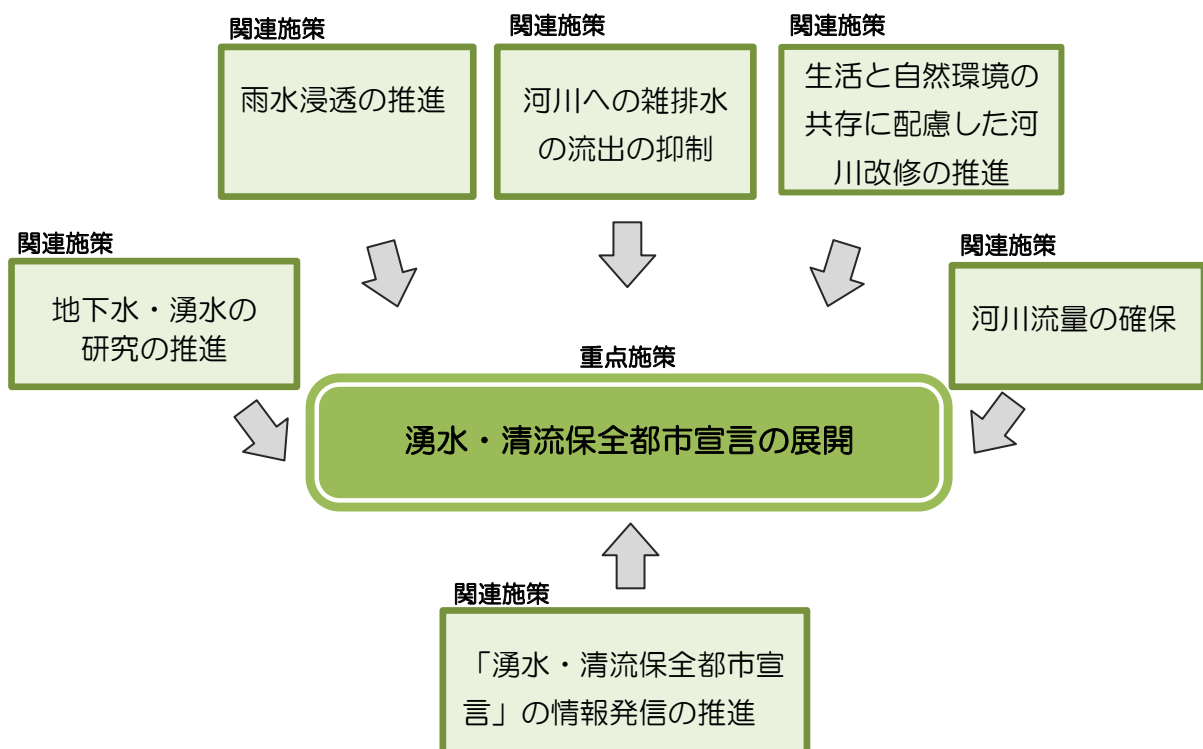
重点施策

- (1) 湧水・清流保全都市宣言の展開
- (2) 市民参加の緑づくり
- (3) 雑木林の保全と活用(緑地保全のための計画策定と保全)

(1) 湧水・清流保全都市宣言の展開

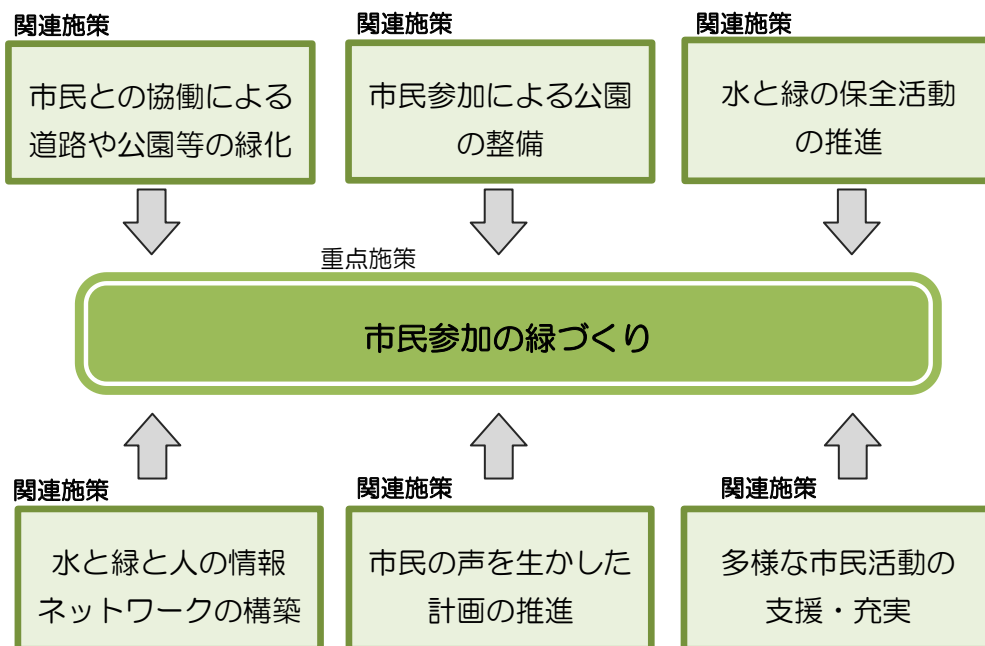
湧水・清流保全都市宣言のまちとして、湧水地や黒目川・落合川・立野川などの自然環境を保全し未来の世代に引き継いでいきます。

地下水・湧水の研究を進め、雨水浸透の推進・水量減少の抑制といった施策につなげ、湧水を保全していきます。河川水量の確保や雑排水の流出の抑制、河川改修の実施にあたっては、自然環境に十分配慮し施工を行うことにより清流を保全していきます。また、湧水と清流に関わる資料を収集し、その発信を通じて湧水・清流保全宣言都市に相応しい東久留米市の活動を市民のみならず広くPRし、保全のための機運を高めていきます。



(2) 市民参加の緑づくり

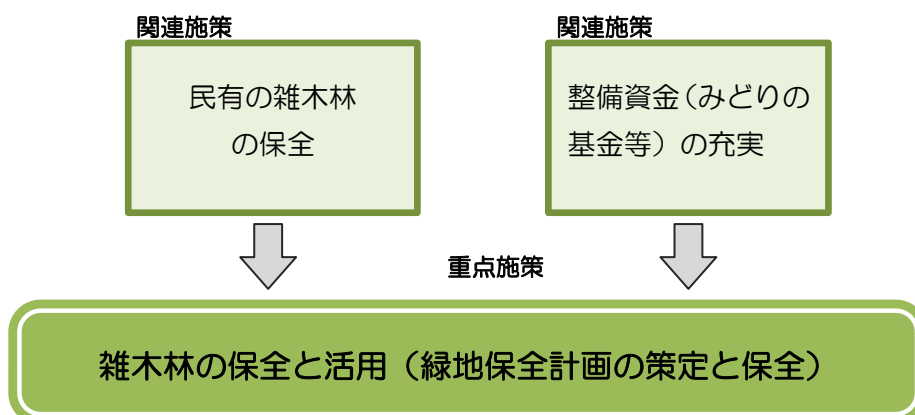
「緑づくり」にあたっては、これまでも道路・公園・緑地・河川等での緑化・保全活動、農業の支援等における市民の参加や市民主体の活動が行われています。市民のさらなる参加も促すために、行政の持つ情報の公開と市民の持つ情報を収集し、水と緑と人の情報ネットワークを構築して活動の基盤を作ります。また、市民活動の継続とさらなる充実を推進するため、その支援を行っていきます。



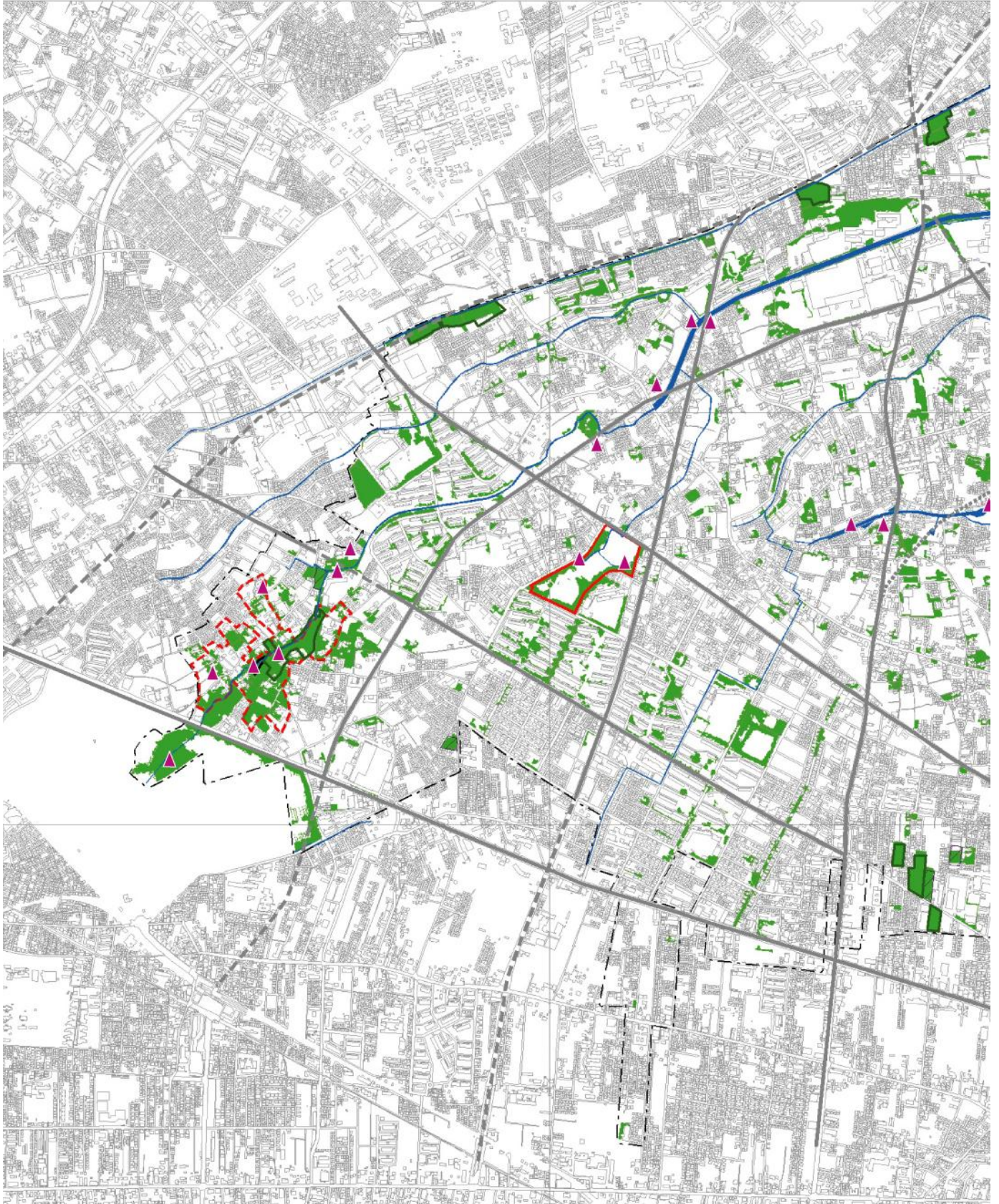
(3) 雑木林の保全と活用（緑地保全計画の策定と保全）

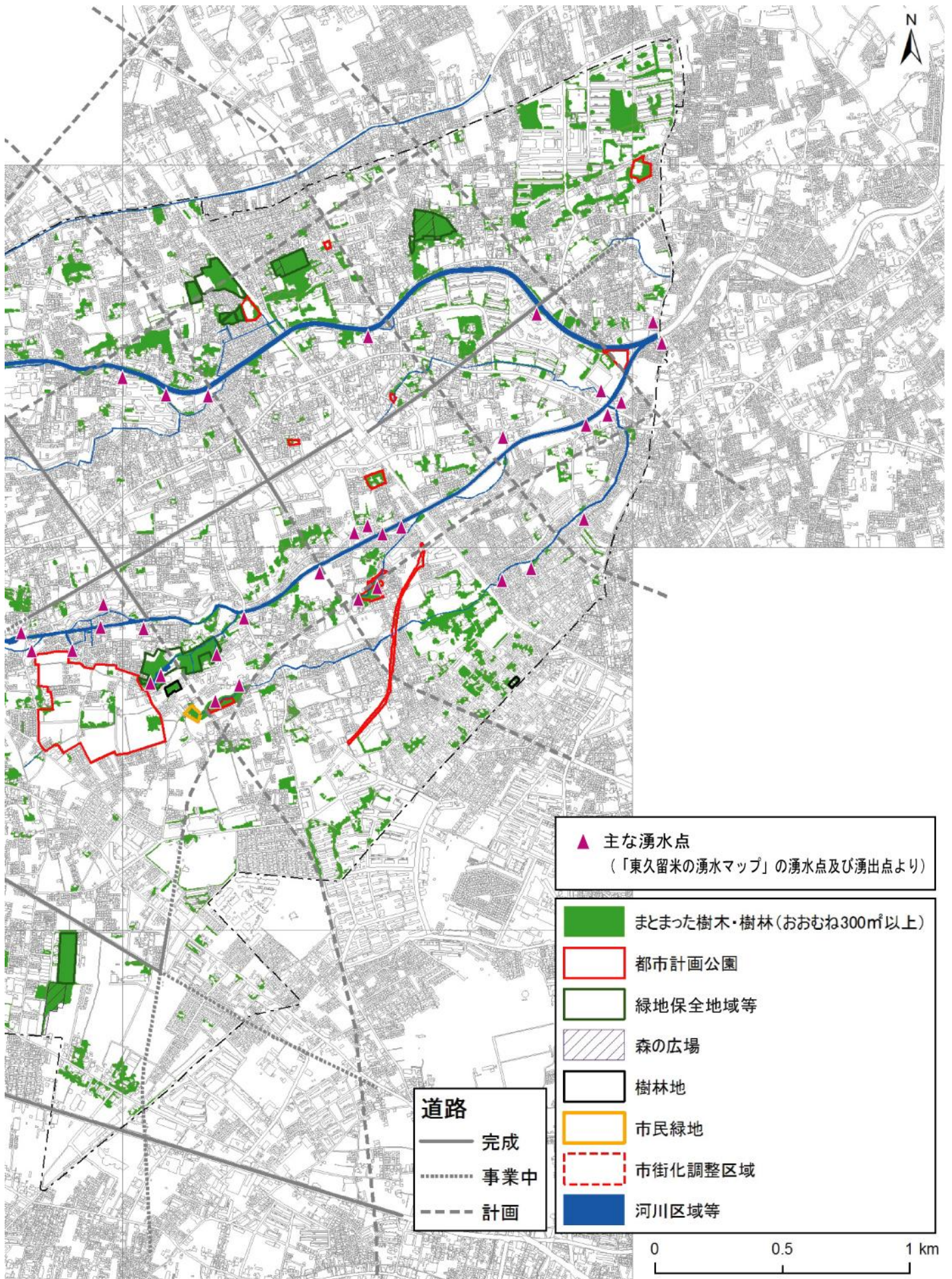
まとまった雑木林を将来に残すために、保全すべき価値の高い場所を抽出するための調査を実施し、その保全のための計画を策定します。計画では、森の広場の指定や公有地化の方針、特別緑地保全地区制度などの活用等についてまとめ、これに基づき優先度の高いものから用地保全を進めていきます。

また、用地保全のために必要となる整備資金として、みどりの基金の充実や、そのための制度の運用を検討していきます。



まとまった樹林地の保全状況





8 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

「水と緑の将来像」の実現に向けて、この計画を総合的かつ計画的に推進するためには、市民・事業者・行政の積極的な取り組みはもちろん、協働による取り組みは欠かせないものです。この計画の推進及び進行管理するための組織体制は、以下のとおりとし、それらを円滑に運営し、連携させていくことで、この計画の実効性を確保していきます。

① 東久留米市環境審議会

東久留米市のみどりに関する条例において「市はみどり豊かな生活環境の形成を人間尊重のまちづくりの基本とし、都市緑化の推進が図られるよう最大の努力をしなければならない。」としており、この「目的を達成するため、東久留米市環境基本条例第 20 条に規定する東久留米市環境審議会（以下「審議会」という。）に諮り、具体的な対策を明らかにするための基本構想を策定しなければならない」としています。

「東久留米市環境審議会」は、市長の附属機関であり、「東久留米市環境審議会規則」に定めたとおり、学識経験者等、市民、事業者、環境関係行政機関の職員によって構成しています。

この環境審議会の役割は、環境の保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的に調査審議するとともに、この計画の進捗状況についても点検・評価し、見直し方針などを検討します。

② 東久留米市市民環境会議

「東久留米市市民環境会議」は、「環境基本計画」「緑の基本計画」についての市民・事業者の環境の保全等に関する取り組みの推進組織として位置づけます。

市民環境会議の役割は、『① 環境基本計画の実現に向けて、市民自らの取り組みを含め、市民、事業者、市の協働の趣旨に基づいた提案をする。②環境基本計画推進に地域での活動の輪の拡大を含め、積極的に取り組み、市民、事業者、市の協働体制を作り上げるために努力する。③環境基本計画に関連する必要な情報の共有に努める（環境の保全等に必要な情報の収集整理、調査、学習、啓発、公開等）』こととされており、緑の基本計画の推進についての必要とする事項についても所管事項とされています。

③ 東久留米市庁内環境委員会

「東久留米市庁内環境委員会」は、全庁的な計画の推進及び進行管理の組織として位置づけます。

この庁内環境委員会の役割は、環境の保全等に関する取り組みの進捗状況などについて、庁内の「各担当課」からの報告を受け、総合的かつ横断的な調整を行います。

④ 各担当課

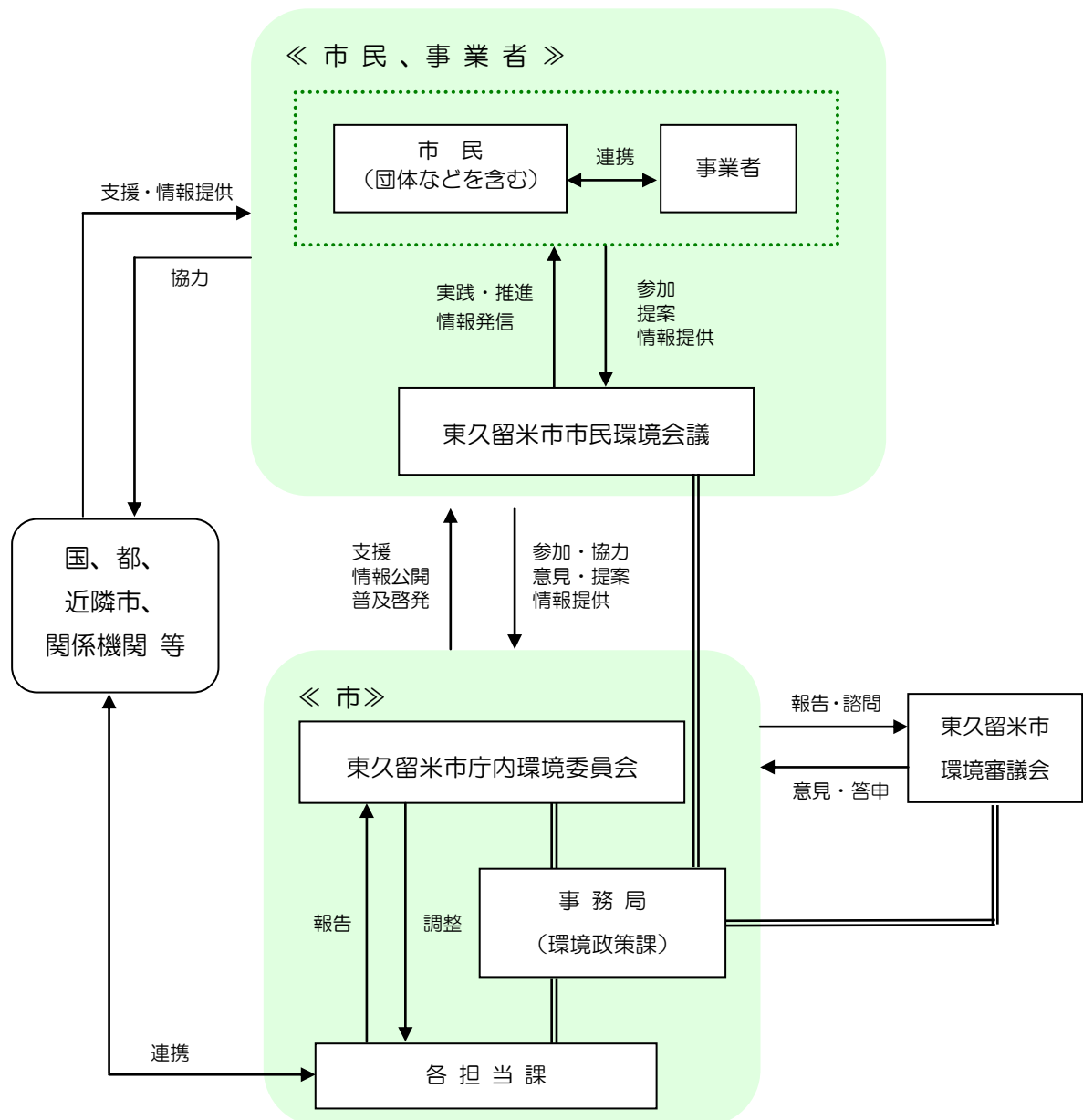
計画の推進のために必要な施策は、環境政策課を始めとして庁内の様々な部署の所管事務にまたがります。これらの事務を所管する「各担当課」は、この計画に基づき、必要に応じて環境関連の個別計画の策定や見直し等を行い、より具体的に環境の保全等に関する取り組みを推進します。また、「東久留米市庁内環境委員会」にその結果を報告します。

⑤ 事務局（環境政策課）

事務局は、「東久留米市市民環境会議」、「東久留米市庁内環境委員会」、「各担当課」からの報告、「東久留米市環境審議会」からの意見・答申を受け、「かんきょう 東久留米」の作成や計画全体の見直し、公表等を行います。

⑥ 国、都、近隣市、関係機関等との連携

広域的な視点が必要な取り組み、あるいは技術的・財政的な理由等で市が単独で対応することが難しい取り組みについては、国や都、近隣市、関係機関などとの連携を図りながら対応していきます。

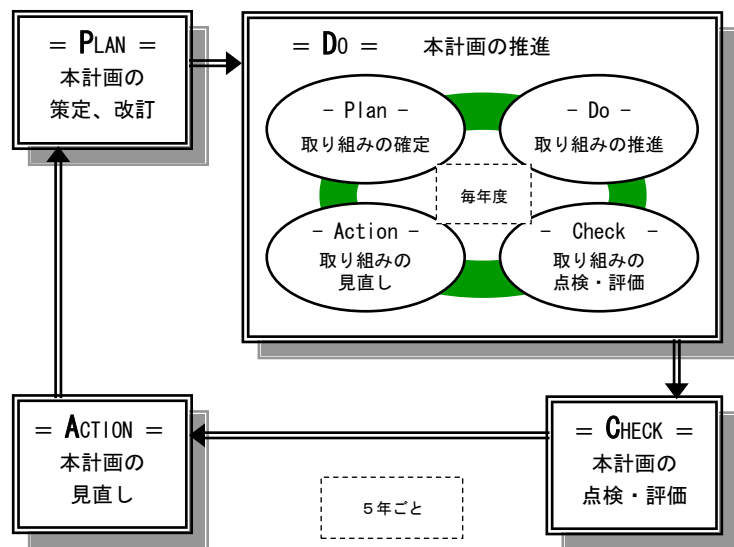


計画の推進体制

(2) 進行管理の仕組み

この計画で定めたさまざまな取り組みを着実に実践し、また、この計画の継続的な改善を図っていくために、進行管理の仕組みを導入する必要があります。

進行管理の仕組みは、P（Plan：計画立案）→ D（Do：実践）→ C（Check：点検・評価）→ A（Action：見直し）という「PDCAサイクル」を基本とします。



(3) 計画の見直し

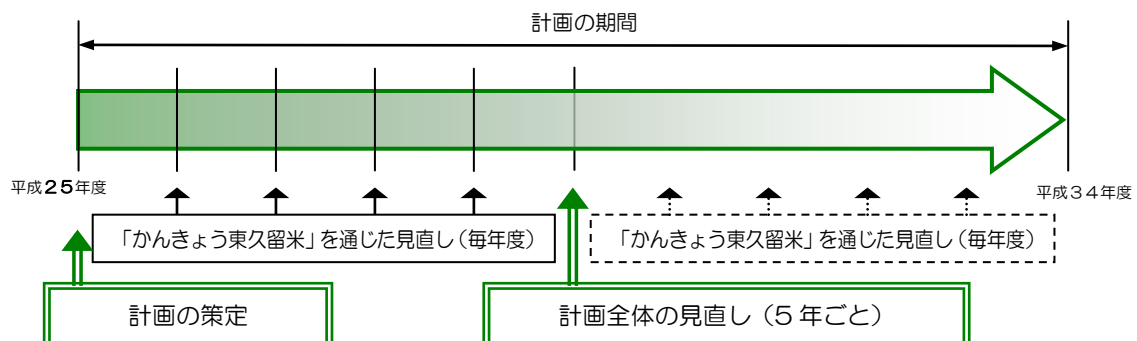
毎年度行う「かんきょう 東久留米」を通じた見直しと、おおむね5年ごとに行う計画全体の見直しを継続します。

① 「かんきょう 東久留米」を通じた見直し（毎年度実施）

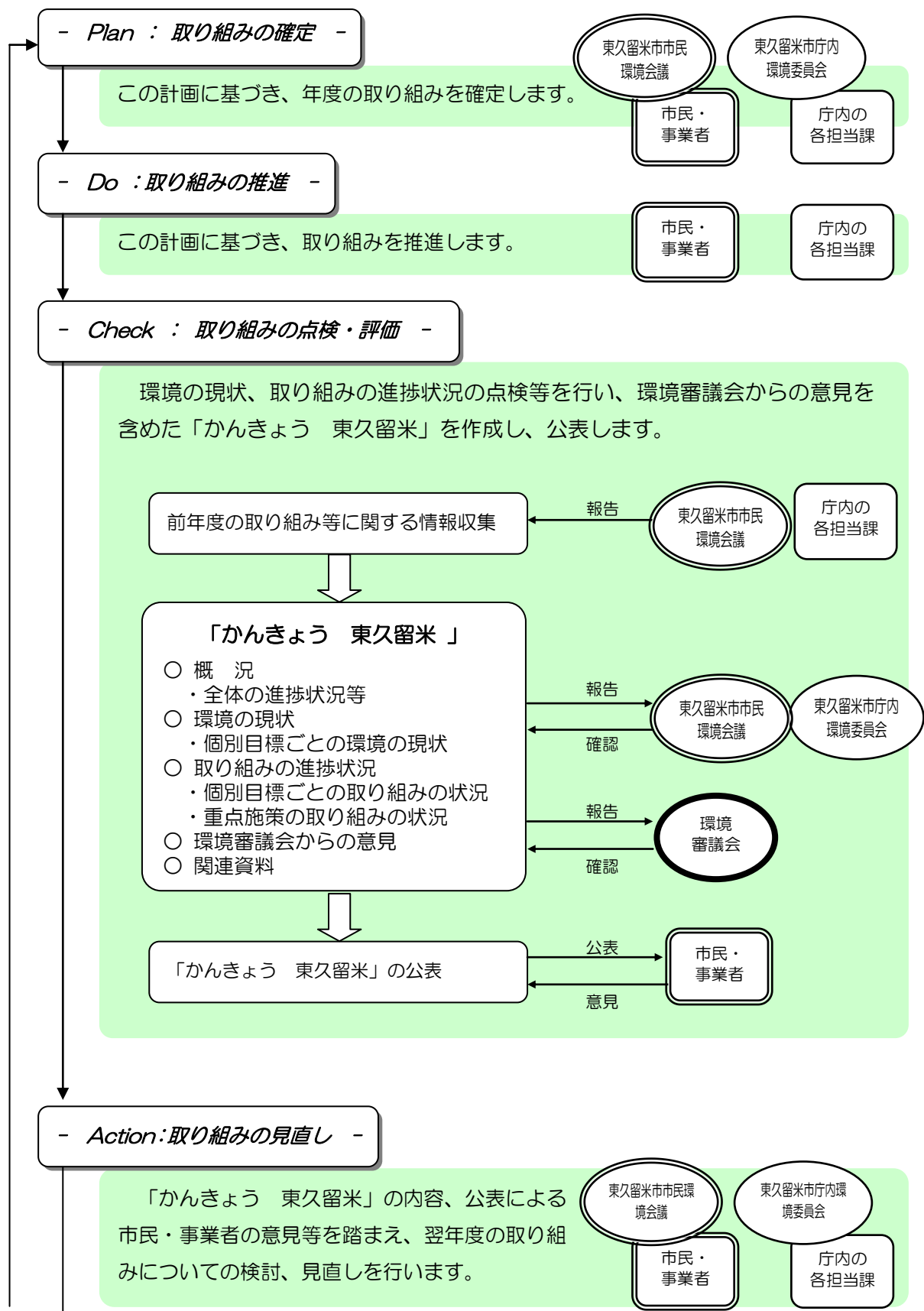
東久留米市環境基本条例第9条に基づき、計画の適正な進行管理を図るため、市の環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策などについて取りまとめた「かんきょう 東久留米」を毎年度作成します。また、市民・事業者等に公表することにより、各主体の参加のもとで進捗状況の点検・評価を行い、取り組みなどの見直しを行います。

② 計画全体の見直し（5年ごとに実施）

この計画は平成34年度までを計画期間としますが、今後の社会経済状況の変化や環境に関する知見の向上、市民や事業者の環境に対する価値観の変化等に適切に対応するため、おおむね5年ごとに、計画の体系や進行管理のあり方など、計画全体に係る見直しを行います。



「かんきょう 東久留米」を通じた見直しのイメージ（毎年度の流れ）



(4) 点検評価の考え方

この計画の着実な推進を目指し、市の上位計画である「長期総合計画」や個別計画である「環境基本計画」等の取り組みや目標値との整合性を図り、「かんきょう 東久留米」において環境の側面からの点検評価を行っていきます。

下記の個別目標ごとの点検評価項目に加え、個別目標ごとの取り組み及び優先的に取り組むべき施策について、毎年度点検していきます。現状を把握し、過去のデータと比較することで、進捗状況を評価していきます。

■個別項目毎の点検評価項目

基本方針	個別目標	点検評価項目
1 水と緑の拠点の保全と回復	1 雑木林の保全	①緑地保全地域等や市が保全している樹林地、市民緑地、森の広場等の面積 ②緑地保全計画策定の進捗状況
	2 湧水の保全と回復	①宅地等における雨水浸透施設の設置基数 ②公共施設における雨水浸透施設の設置基数 ③湧水の研究の進捗状況
	3 拠点となる公園の整備と充実	①公園緑地等都市施設とする緑地の1人当たりの面積
2 水と緑の軸の形成	4 清流の保全	①市内の河川で実施している水質調査項目の環境基準の達成状況
	5 水辺の自然環境保全	①河川改修工事施工前後において水辺の自然環境に関わる評価項目を別に設定し点検評価を行う。
	6 河川とその周辺の緑の保全	①市民活動の実施状況
	7 街路樹ネットワークの創出	①都市計画道路等整備に伴う街路樹の整備率
3 まちなみの緑の育成	8 屋敷林、大木の保全	①保存樹木・保存樹林・緑地保護区域の指定数 ②保存樹木等PRの実施状況
	9 農地の保全	①生産緑地地区の面積 ②市民農園及び体験型農園の箇所数
	10 都市公園等の整備・拡充	①公園緑地等都市施設とする緑地の1人当たりの面積
	11 公共施設等の緑化	①公共施設等の緑化の推進状況 ②市民参加による緑化活動の実施状況
	12 地域緑化の推進	①宅地開発等に伴う緑地設置面積
4 水と緑の質の向上と活用	13 水と緑の質の向上	①管理・整備事業の実施状況
	14 生物多様性の保全	①生きものの生育・生息状況
	15 良好な雑木林や水辺の活用の促進	①活用推進事業の実施状況
	16 散策路ネットワークの創出	①散策路・小河川等の整備状況 ②散策路・小河川等のPR状況
5 緑のまちづくり	17 市民参加の緑づくり	①市民活動の実施状況
	18 環境学習の推進	①環境学習における環境講座等の参加人数、開催状況
	19 情報発信の充実	①湧水・清流保全都市宣言の認知度
	20 計画の推進体制の強化	①環境審議会、市民環境会議の開催状況 ②整備資金の状況 ③市民活動の支援の状況

9 第二次緑の基本計画策定の経緯

年月	検討委員会など
平成 23 年 7 月 25 日	第 1 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・計画策定スケジュールについて ・計画策定の基本的な考え方について ・緑を取り巻く状況（概況）について ・市民アンケート調査の内容について
8 月 10 日～25 日 9 月 9 日	緑と水に関する市民アンケート調査 第 2 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・第二次緑の基本計画の構成について ・現行計画の施策の検証と取り組み状況について ・新たな課題の抽出整理について ・上位・関連計画との整合について ・市民アンケート調査（速報）について
10 月 12 日	第 3 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・計画の基本理念について ・みどりの将来像について ・計画の目標について ・計画の基本方針について
11 月 11 日	第 4 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・計画の基本理念について ・みどりの将来像について ・計画の目標について ・計画の基本方針について
12 月 19 日	第 5 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・施策の内容について
平成 24 年 1 月 17 日	第 6 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・施策の内容について
2 月 14 日	第 7 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・施策の内容について ・みどりの定義について
3 月 26 日	第 8 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・第二次緑の基本計画の構成について ・第二次緑の基本計画素案構成案について
4 月 27 日	第 9 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・第二次緑の基本計画の流れについて ・第二次緑の基本計画の構成について ・施策の内容について
5 月 23 日	第 10 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・第二次緑の基本計画の構成について ・計画の目標と基本方針について ・第一次緑の基本計画の施策の成果・課題と第二次計画の内容について ・第二次緑の基本計画における新たな施策について
6 月 25 日	第 11 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・水と緑の将来像について ・施策の体系と内容について ・重点施策について
7 月 30 日	第 12 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・水と緑の将来像について ・施策の体系と内容について
8 月 30 日	第 13 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・第二次緑の基本計画の構成について ・第一次緑の基本計画の検証について ・第二次計画策定にあたっての目玉について（コンセプトの変更）
9 月 27 日	第 14 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・第一次緑の基本計画の検証結果について ・計画の目標と基本方針について ・施策の体系と内容について ・重点施策について ・計画の推進に向けて
10 月 10 日・18 日・30 日 11 月 7 日	東久留米市緑の基本計画策定検討委員会編集部会（3回） 第 15 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・第 14 回検討委員会からの修正の経緯等について ・計画素案について
11 月 19 日	東久留米市緑の基本計画策定検討委員会編集部会
平成 25 年 1 月 8 日～28 日 2 月 12 日	パブリック・コメントの実施 第 16 回東久留米市緑の基本計画策定検討委員会 ・パブリック・コメント手続きの結果について ・「（仮称）東久留米市第二次緑の基本計画」策定について

東久留米市緑の基本計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1 東久留米市緑の基本計画（平成10年11月策定）の改訂につき検討するため、東久留米市緑の基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 検討委員会は、東久留米市長（以下「市長」という。）から依頼のある次に掲げる事項について検討する。

(1) 東久留米市緑の基本計画の改訂に関する事項

(2) その他緑の基本計画に関する必要な事項

(組織)

第3 検討委員会の委員は、別表のとおりとする。

(委員長及び職務代理者)

第4 検討委員会に委員長及び職務代理者を置く。

2 委員長は、第3に規定する委員のうちから、委員の互選により選出する。

3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 職務代理者は、あらかじめ委員の中より委員長が指名する。

5 職務代理者は、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 検討委員会は、委員長が招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6 委員長は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者を検討委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会の設置)

第7 検討委員会は、部会を設置することができる。

2 部会の設置においては、検討委員会に諮るものとする。

3 部会の運営について必要な事項は、別に定める。

(謝金)

第8 委員には、予算の範囲内で謝金を支給する。但し、第3別表に規定する委員のうち選出区分が東久留米市庁内環境委員会委員の者には、支給しない。

(庶務)

第9 検討委員会の庶務は、環境部環境政策課において処理する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮り定める。

付 則

1 この訓令は、平成23年6月10日から施行する。

2 この訓令は、市長への検討結果報告をもって廃止する。

別表（第3関係）

選 出 区 分	人 数
東久留米市環境審議会委員	3名以内
東久留米市市民環境会議委員	3名以内
公募市民	3名以内
東久留米市庁内環境委員会委員	3名以内

東久留米市緑の基本計画策定検討委員会

区分	氏 名	所属等
委員長	松永 正美	東久留米市環境審議会会長
職務代理	豊福 正己	東久留米市市民環境会議委員
委員	水戸部 啓一	東久留米市環境審議会委員
	久米 吉裕	東京都環境局多摩環境事務所管理課長 （平成23年8月1日まで）
	飯田いずみ	東京都環境局多摩環境事務所管理課長 （平成23年8月1日から）
	山口 久福	東久留米市市民環境会議水とみどり部会長
	平川 貴子	東久留米市市民環境会議委員
	中内 良三	市民（公募）
	森田 好保	企画調整課長（平成24年4月1日まで）
	森山 義雄	企画調整課長（平成24年4月1日から）
	道辻 正信	産業振興課長
	古澤 毅彦	施設管理課長

トピック3 東久留米市の生きもの（動植物）について

水と緑のネットワークの中には、多様な生きものが訪れ、あるいは生育しています。絶滅危惧種のホトケドジョウやナガエミクリ・タコノアシが生育しているのを始め、ツミやニホンイタチなど珍しい生きものにも会うこともあります。



樹木

関東ローム層に厚くおおわれた武蔵野台地一帯では、畑作中心の農業が営まれてきました。屋敷林と雑木林は、こうした武蔵野台地の人々の暮らしと気候風土に強く結びついた緑です。

ケヤキやシラカシなどの樹木が屋敷林として植えられています。緑地保全地域などの雑木林にはクスギやコナラ・イヌシデ・エゴノキなどの樹木がみられます。

(写真:クスノキ)



草花

春の川辺には、アブラナの仲間のオオアラセイトウ、セイヨウカラシナの花が、夏には、オレンジ色のノカンゾウ、ヤブカンゾウの花が、秋には可憐なピンクの花のミゾソバが見られます。川の中には、ナガエミクリ、オランダカラシ、カワジシャ、ミズハコベなどが生育しています。湧水地付近では、セキショウ、キランソウ、タチツボスミレ、イヌショウマ、ホウチャクソウなどが多く見られ、春植物の仲間のニリンソウ、イチリンソウなども見られます。付近の林では、希少種のソバナやワダソウも自生しています。雑木林では、フタリシズカ、ジュウニヒトエ、ワニグチソウなども自生しています。(写真:イチリンソウ)



魚

市内には湧水に棲む魚や水質が比較的良い川でないと生息できない魚が多くいます。黒目川に見られる主な魚種はオイカワ、モツゴ、タモロコ、ギンブナ、クロメダカ、カワムツ、ナマズ、ドジョウなどです。また東京湾からアユやウキゴリが遡上してきます。落合川にすむ主な魚種は、ホトケドジョウ・アブラハヤ・タカハヤ・シマドジョウなど、湧水の礫の河床に生息する魚たちです。

(写真:モツゴの群れ)



野鳥

水辺ではカモやセキレイの仲間が多く見られます。このうち、親子連れのカルガモやハクセキレイが最もよく見られます。また、サギの仲間(コサギやダイサギ)も良く見られます。「清流の宝石」とも呼ばれるカワセミ、「夜ガラス」とも呼ばれるゴイサギ、最も小さな鷹の仲間のツミなど珍しい鳥を見ることもあります。

(写真:アオサギ)

参考文献「東久留米 水と緑の散歩道」(2007年 東久留米ほとけどじょうを守る会)